



くらしの中に

総務省

地域力創造グループの 令和7年度新規・拡充施策について

令和7年6月
総務省 地域力創造グループ

地域力創造グループの施策の全体像

組織の使命：活力ある持続可能な地域をつくり、誇りを持って住民が暮らせる社会を実現する

政策の視点：人の流れの創出
地域経済循環の拡大と雇用の確保
地域の暮らしを守る

職員の行為規範：若者・女性、民間企業、自治体等のユーザー目線に立って施策を届ける
民間企業、自治体、関係府省等と協働する
多様な主体との連携、デジタル技術の活用など新たな視点を率先して取り入れる

人の流れの創出

- ・地域おこし協力隊・プロジェクトマネージャー
都市から条件不利地域に住民票を異動し、
地域協力活動に従事
R6 7,910人(過去最高)→R8目標 10,000人
- ・地域活性化起業人
三大都市圏に所在する企業等の社員が自治体と
協働で地域活性化の業務に従事
R6 390社、871人(過去最高)
- ・移住・定住
移住相談件数 R5 約41万件(過去最高)
- ・二地域居住・関係人口
サテライトオフィス、ふるさとワーキングホリデー
こども農山漁村交流 等

地域経済循環の拡大と雇用の確保

- ・ローカルスタートアップ
地域の資源と資金を活用した新規事業を支援
R5 23件→R6 82件

※地域おこし協力隊、地域活性化起業人
による新規事業創出も積極的に推進
協力隊の起業割合 R6 46%
- ・事業承継等人材マッチング支援事業
地域の担い手となる人材と地域の企業等との効果
的なマッチングを支援
- ・特定地域づくり事業協同組合
地域の仕事を組み合わせて雇用を創出
R7.5月 120組合

地域の暮らしを守る

- ・定住自立圏
市町村間の連携・協力により、圏域全体に必要な
生活機能を確保、定住を促進
- ・地域運営組織
地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決
に向けた取組を持続的に実践する組織
R6 8,193組織
- ・集落支援員
集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、
住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート
R6 専任2,645人 兼任3,022人
- ・過疎対策
過疎法に基づき過疎地域を支援

デジタルの活用 多様な人材の活躍

- ・自治体DX推進計画
- ・DX推進体制
- ・デジタル人材の確保
- ・地域社会のデジタル化参考事例集
- ・地域力創造アドバイザー

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

- 人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環、自治体DXに関する施策を強化
- 特に『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 二地域居住・関係人口

- ・二地域居住促進法の成立（R6.5月）を踏まえ、自治体の二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設【新規】

② 地域活性化起業人

- ・企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設【新規】
- ・三大都市圏外の政令市等に所在する企業へ対象拡大
- ・マッチングプラットフォームの構築【国費】

③ 地域おこし協力隊

- ・若者（20～30代が隊員の7割）をメインターゲットとしつつ、女性、シニア、外国人向けの戦略的広報強化【国費】
- ・隊員の募集・活動に関する特別交付税措置を拡充
- ・JET（語学指導等を行う外国青年招致事業）終了者が同じ地域で地域おこし協力隊になれるよう地域要件を緩和

④ ふるさとミライカレッジ

- ・女性・若者に魅力的な地域づくり、地域おこし協力隊等の担い手の裾野拡大のため、大学と地域が連携した課題解決プロジェクトに関する特別交付税措置を創設【新規】
- ・モデル事業、マッチングプラットフォームの構築【国費】

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング

- ・事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設【新規】
- ・事業承継等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

② ローカル10,000プロジェクト

- ・創業・第二創業等への支援件数拡大。重点支援（補助率1/2→3/4にかさ上げ）の対象に従来の「デジタル」「脱炭素」に加えて「女性・若者活躍」追加【国費】
- ・創業等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

③ 特定地域づくり事業協同組合

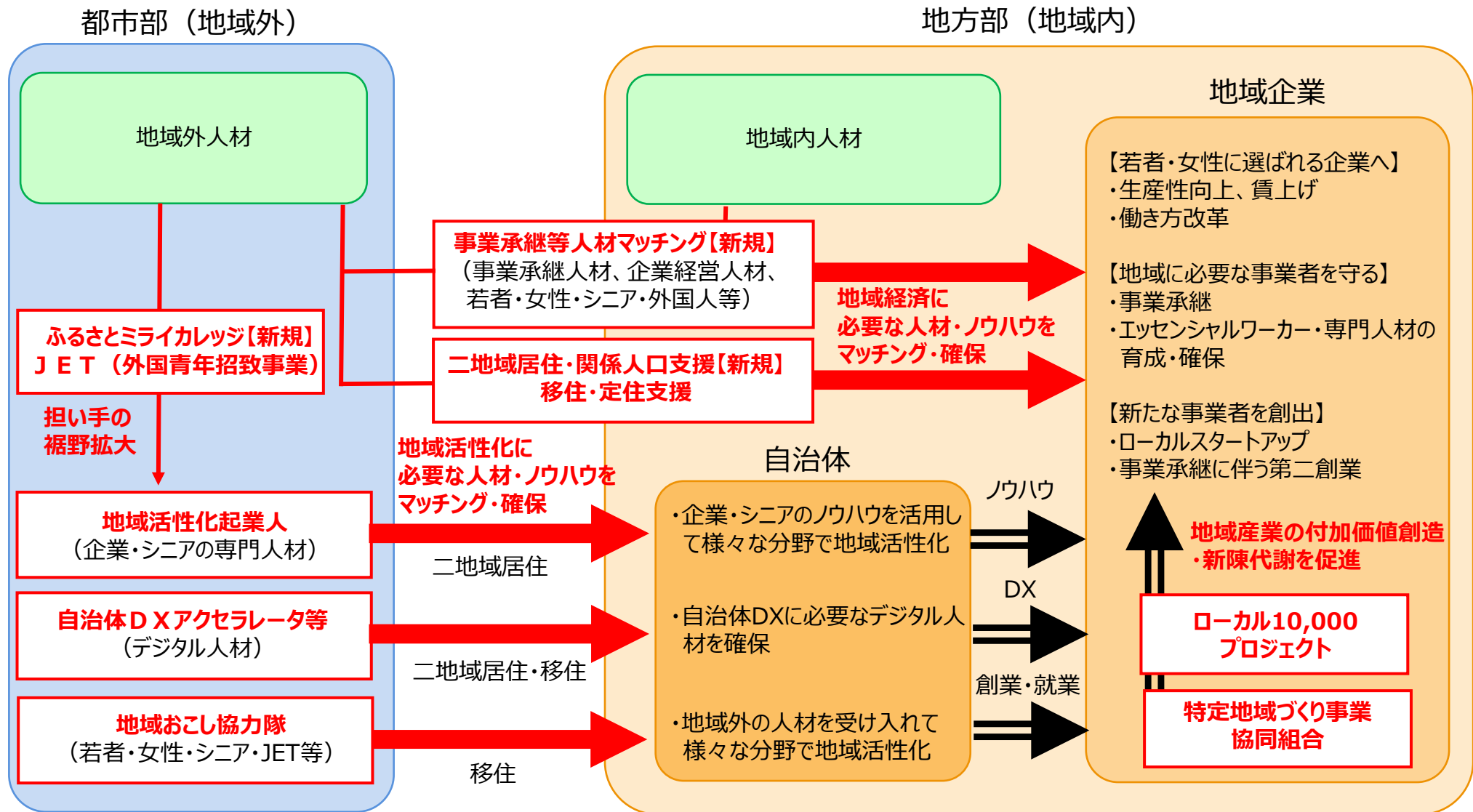
- ・中小企業関係団体との連携による設立支援を強化
- ・地域おこし協力隊任期後の受け皿、女性、若者、シニア等の定着につなげるよう各施策と連携

3 自治体DXの推進（デジタル人材確保）

- ・市町村の求める人材プール機能を都道府県が確保できるよう、地方交付税措置を拡充
- ・都道府県の人材確保を支援するため外部専門人材・協力企業リストの拡充、自治体と企業等をコーディネート、アクセラレータの任命【国費】

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

○ 『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化



1 地方への人の流れの創出・拡大

① 関係人口・ふるさと住民

二地域居住・関係人口 ～地域の担い手確保、新規ビジネス創出、消費拡大～

- 地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住（都市部と地方部の2つの拠点で仕事や生活をするライフスタイル）を促進する「二地域居住促進法」が成立（R6.5月）。
- **自治体の二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設**

主な措置内容

措置率 0.5

コーディネーター 専任の場合 500万円/人
兼任の場合 40万円/人

ステップ1

地域や生活情報に関する情報発信

★二地域居住希望者等に対する
情報発信に要する経費の財政措置

二地域居住相談窓口の設置、
情報発信に要する経費

二地域居住相談会、セミナー
等の開催に要する経費

ステップ2

きっかけづくりとなる取組の推進

★二地域居住の体験に要する
経費の財政措置

二地域居住体験に要する経費

お試し居住施設・コワーキング
スペース等の整備に要する経費

ステップ3

生活環境の確保

★二地域居住者の生活環境の
確保に要する経費の財政措置

副業・兼業支援、住居支援
等の実施に要する経費

コーディネーターの設置、地域
住民との交流等に要する経費

<事例> 埼玉県横瀬町

官民連携プラットフォームを整備し、地域外の企業や個人を含めて、誰もがプロジェクトを応募でき、横瀬町をフィールドに、町役場と連携をしながら、新しいチャレンジを応援する仕組みを構築。



長野県富士見町

個室型オフィス、コワーキングスペース、会議室、食堂を備えた施設を整備。二地域居住者にとっての仕事場や交流の場、地域住民の方々にとっての相談スペースとなっている。



「ふるさと住民登録制度」に係る閣議決定

○経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（1）地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

（地方創生2.0基本構想）

③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

政府関係機関の地方移転や企業・大学の地方分散に加え、都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進し、地方への新たな人の流れの創出に向け、**関係人口の量的拡大・質的向上（実人数1,000万人、延べ人数1億人）を目指し、ふるさと住民登録制度を創設し、関係人口を可視化する。**

（2）地域における社会課題への対応

（関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）

人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊による人材確保の取組を促進する。**関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。**

○地方創生2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（3）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

④関係人口の量的拡大・質的向上

人口が減少しても多様な人材同士が影響し合い地域の活力を高める姿を目指すため、関係人口の量的拡大・質的向上（関わりの深化）を図る。具体的には、**関係人口を可視化する仕組みを創設する。また、地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じた施策を展開し、これらを一体的に地方公共団体や経済界等へ情報提供を行うとともに、関係人口に対する行政サービスの在り方等、制度面についても検討を行い、必要な措置を講じていく。**

各地方公共団体は、関係人口と自らの地域との関わり方や、関係人口や地域に対する具体的な支援の在り方などを検討し、地域住民や関係人口と共に、新たな地方創生を進める。

i. 関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）の創設

先行する地方公共団体の事例等を参考にしつつ、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みを創設する。**できるだけ多くの方が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとし、関係府省庁が連携してプラットフォームとなるシステム構築を進める。**

「【当面の目標：関係人口を可視化。関係施策と連携し、今後10年間で実人数1000万人、延べ人数1億人を目指す】」

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

第2 重点政策一覧

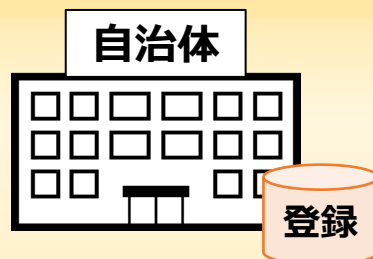
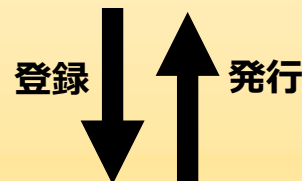
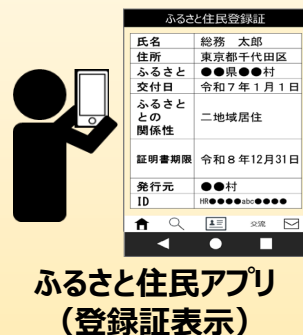
○[No.1-29] ふるさと住民登録制度の創設

「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設する。できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できる柔軟かつ間口の広い仕組みとし、総務省は、関係府省庁と連携して、プラットフォームとなるシステムの構築に向け、検討を進める。

「ふるさとと住民登録制度」の創設について

- 「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる「ふるさとと住民登録制度」の創設に向けて検討中。
- 「関係人口」の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形がある。
- できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指す。

目指す姿のイメージ



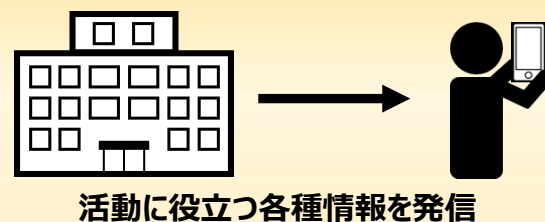
地域経済の活性化



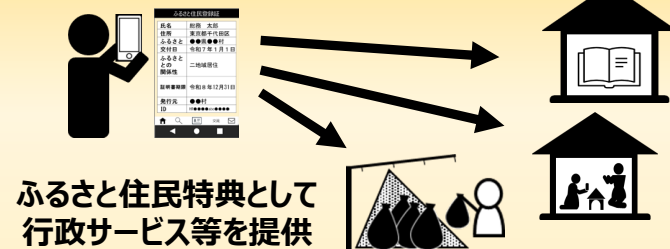
地域の担い手確保



ふるさとと住民への情報提供や 行政サービス等の提供



地域への貢献



(参考) 関係人口の類型とその拡大に向けた自治体の取組事例

地域経済の活性化	地域の担い手確保
類型① 実際に地域を訪問はしないが、地域産品の購入やふるさと納税等により経済的に貢献する 類型② 年に数回程度、継続的に地域を訪問し、観光・買い物や体験活動などを楽しむ	類型③ 副業やボランティア活動など、定期的に地域を訪問し、担い手として活動する 類型④ 地域に居所をもち、行政サービスや公共施設についても一定の利用がある（二地域居住等）

類型①関係 宮城県気仙沼市「気仙沼ファンクラブ」

(取組概要) 震災後気仙沼市を応援してくれた方に気仙沼ファンになってもらうこと、気仙沼出身者にふるさととの近況を知ってもらうこと等を目的として実施。

(登録制度) 会費無料の会員登録が必要

(対象者) 市外在住者（気仙沼市出身者を含む）

(会員数) 21,807人（令和7年3月31日時点）

(会員特典)



『世界にひとつ』あなただけの会員証

- 手作り木製の気仙沼ファンクラブ会員証の発行
- メールマガジン（ふるさと納税の案内等）の定期配信は年4回
- 会員証提示による店舗特典（R7：対応店舗74店）
（各種店舗での割引、美術館等の入館料割引 等）

類型②関係 新潟県南魚沼市ほか「帰る旅」

(取組概要) 一般社団法人 雪国観光圏とじゃらんリサーチセンター（株式会社リクルート）が協働で推進。

宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用・スタディツアーへの参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になっていただくことを目指す。

(登録制度) メンバーシップ登録が必要

(特典) なりわいとする家業・事業のお手伝い及び自室清掃を実施すれば宿泊料免除。



類型③関係 岐阜県山県市 地域活性化起業人の活用

(取組概要) 山県市が地域活性化起業人の制度を活用し、都市部の企業社員と契約を締結。当該社員がマネジメント経験等を活かし、山県市商工会議所の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施するため、月に数回勤務（副業）。

(活用制度) 自治体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れて地域活性化を図る取組に対する特別交付税措置

(活用条件) ○企業に所属する個人と自治体が契約を締結

○月4日以上、かつ、月20時間以上の勤務

○受入自治体に月1日以上滞留

(対象経費) 副業期間中に要する経費（報酬・旅費）



類型④関係 福島県「ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金」

(取組概要) 県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助。

(対象者) ふくしまファンクラブの会員であって、福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等に該当する者

(補助内容)

○ ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース：3/4補助（上限30万円/人）

○ ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）

(対象経費)

- 宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代（燃料代除く）



- 
- 1 地方への人の流れの創出・拡大
 - ② 地域活性化起業人
-

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

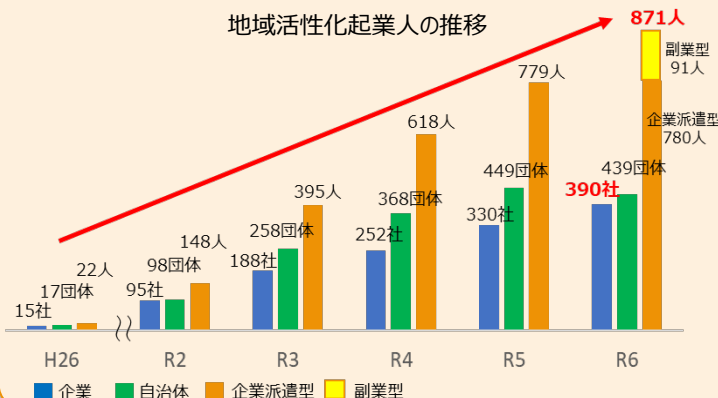
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化シニア起業人の創設等（R7.4～）

- 都市部の企業で活躍した、主にシニア層を対象とする「**地域活性化シニア起業人**」をR7.4から創設
- また、**三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市**に所在する企業の社員等も（受入自治体と派遣元企業が同一道県内に所在しない場合に限る）も対象に追加

地方自治体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

（対象：1,375市町村）

上記①②のうち、
政令市、中核市及び県庁所在市
以外の市町村

（※企業が受入団体と同一県内に
所在する場合を除く）

協定または契約締結



契約締結



協定または契約締結



三大都市圏に所在する企業

○特別交付税

- ① 企業派遣型（上限590万円/人 等）
- ② 副業型（上限200万円/人 等）

（従来制度）

退職



地域活性化シニア起業人

○要件

- ・自治体と企業を退職した**個人**が契約を締結
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**（リモート可）
- ・受入自治体における現地滞在日数は**月1日以上**

○特別交付税：副業型と同様

退職



三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市の企業

○要件

- ・企業が所在する同一道県内以外の市町村と協定締結または契約締結が可能

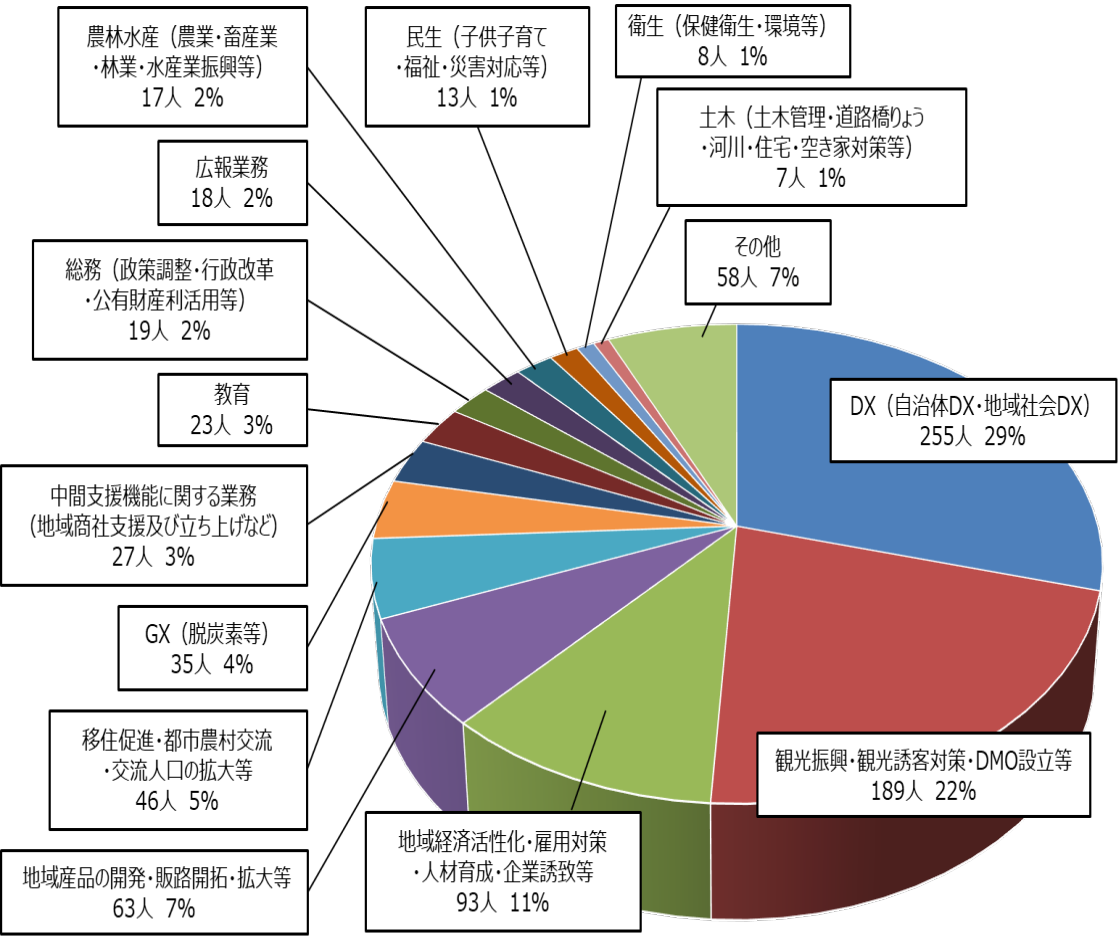
○その他の要件・特別交付税：現行制度と同様

- ① 企業派遣型（上限590万円/人 等）
- ② 副業型（上限200万円/人 等）

（対象拡大）

地域活性化起業人の実績（令和6年度）

地域活性化起業人のカテゴリー別



※企業派遣型は、①DX（238人 30%）②観光（170人 22%）③地域経済活性化（78人 10%）
副業型は、①観光（19人）②DX（17人 19%）③地域経済活性化（15人 17%）の順に活用

活用企業例

○ 企業派遣型の活用企業例

企業名	人数
株式会社JTB	40
合同会社DMM.com	24
ソフトバンク株式会社	22
AKKODiSコンサルティング株式会社	21
富士通Japan株式会社	17
日本航空株式会社	15
株式会社ABC Cooking Studio	13
株式会社フォーバル	13
株式会社ぐるなび	12
デロイト・マツファイナンシャルアドバイザー合同会社	12
合同会社EXNOA	11
一般社団法人おかえり集学校	10
西日本電信電話株式会社	10
ANAあきんど株式会社	9
株式会社イーベース・ソリューションズ	9
クラブツーリズム株式会社	8
サントリーホールディングス株式会社	8
西日本旅客鉄道株式会社	8

○ 副業型を活用する社員が所属する企業例

企業名	人数
デロイト・マツファイナンシャルアドバイザー合同会社	5
一般社団法人地域人財基盤	2
株式会社シグマクシス	2
株式会社Specialist Entertainment	2
株式会社ニコン日総プライム	2
CrossoverGroup株式会社	2
K&ESG株式会社	2
全日本空輸株式会社	2

地域活性化起業人活用事例（令和6年度 企業派遣型）

福島県 浪江町 × 東武トップツアーズ株式会社

【取組内容・成果】

（観光振興等）

① いこいの村なみえ 学生用団体昼食プラン 提案

- 浪江町内にある「震災遺構 請戸小学校」に震災復興・防災学習を目的に訪れる学生向けに「いこいの村なみえ」での学生用団体昼食プランを立案し、誘客の販路拡大を図っている。



② 日本橋ふくしま館 MIDETTEにてフェアを開催

- 福島県の首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館 MIDETTE」において浪江町主催としては、初の「浪江町フェア」を開催し、町内の産品や伝統的工芸品のPRを実施し、広く発信し風評払拭を図っている。



愛媛県 八幡浜市 × 日本航空株式会社

【取組内容・成果】

（地域産品の開発等）

① 八幡浜への旅行商品の造成販売、TV宣伝

- 地域の特色を活かし「フグ・鰻・鯛」の夕食メニューの開発やミカンの段々畑から見下ろす景色などを素材に旅行商品を企画するとともに、旅行内容をTV放送し新たな旅の目的地として積極的な広報を実施。



② 八幡浜ちゃんぽんカップ麺の販売・八幡浜フェアの開催

- ご当地ソウルフード「八幡浜ちゃんぽん」のカップ麺を開発・製造し、全国に向けて販売・発信を実施。
- 首都圏の百貨店にて市単独での物産展を開催。「みかんと さかなと ちゃんぽんのまち、八幡浜」のPRを実施。



新潟県 燕市 × 株式会社マイナビ

【取組内容・成果】

（地域経済活性化・雇用対策等）

① 市役所のオープン・カンパニーを県内自治体初開催

- 本格的な就職活動前の大学3年生などに向けた説明会（オープン・カンパニー）を県内自治体で初開催。
- また、仕事体験・インターンシップ等の実施による来年度採用に向けた母集団形成を行った。接触人数は、昨年度を大幅に超え、効果的な採用広報を実施できた。



② R7来年度採用に向けた計画案の作成

- R6年度採用での課題を改善するため、広報や説明内容などの見直しを図るとともに、適性テストの結果を参考に採用要件を作成し、それに伴った選考方法や面接官研修を実施していく予定。



福岡県 川崎町 × 株式会社フォーバル

【取組内容・成果】

（自治体DX・地域社会DX）

① 地域産業DX化の支援

- 中小企業のDX化の伴走支援等を行ってきた派遣元企業でのノウハウを生かし、町の商工会と連携して、産業のDXに関する講演会を実施するなど、町内企業の地場産業の活性化、DX推進の支援を行っている。

② 庁内のDX推進の牽引

- DX推進に向けた取り組むべき事項の整理と課題解決に向けた企画立案を行っている。
- また、管理職向けにDX研修を実施し全庁的なDX推進を牽引しているほか、若手職員を中心としたチーム会議を定期的実施。行政のデジタル推進の事例にとどまらず、民間企業のデジタル推進の事例も含めながら、DX人材の育成を行っている。



地域活性化起業人活用事例（令和6年度 副業型）

北海道 訓子府町 × 株式会社Agri Innovation Design

【契約締結のきっかけ】（中間支援機能に関する業務）

- 町においてまちづくり商社の設立に向けた取り組みを進めている中で、他自治体の廃校利用事例の視察の際に、当自治体の委託先企業（廃校・地方創生プロデュース・運営）の当人から施設の事例紹介を受けた。その後、町から当人にアプローチをかけたところ、副業型の契約締結に至った。

【取組内容・成果】

○訓子府町まちづくり会社設立準備

- 町民や事業者、議員など様々な聞き取りを行い、設立に向けた事業計画の作成準備を実施。

○第1回くんねっぷ牧場ミニマラソン企画

- まちづくりの一環として、町営牧場の有効活用方法を考案。普段は立入禁止の牧場の中を走るマラソン大会を企画。



山梨県 丹波山村 × 株式会社NTTドコモ

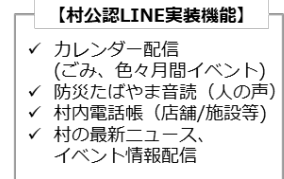
【契約締結のきっかけ】（自治体DX・地域社会DX）

- 当人は、山形県内を中心に営業職として活動しており、元々個人的に丹波山村に興味・関心を抱いていたところ、業務で村長と対面できる機会があったことから、何か地域のために協力できないかと相談したところ、本制度を活用できることを知り、契約締結に至った。

【取組内容・成果】

○住民向け地域情報配信システムの企画、設計、構築、運用

- 村民が村の最新情報を知らない、情報がバラバラで情報把握が困難という村の課題に対し、「村公認LINE」を新規に立ち上げ、村の最新情報やごみ収集日程表の配信を行い、デジタル・デバイドの解消を目指している。



村公認LINE
「たばやまりんぼ」

岐阜県 山口市 × 株式会社Specialist Entertainment

【契約締結のきっかけ】（地域社会DX・教育）

- 地方創生に興味があった当企業の代表者が、地元の山口市に貢献したいと市の副業型の起業人の募集に応募したところ、それに影響を受けた同企業の岐阜県出身の社員も応募し、同企業の2名がDXと教育の分野でそれぞれ活動している。

【取組内容・成果】

○山口市商工会議所のDXの推進等

- 市の商工会議所の業務効率化に向けてITツールを導入し、業務サポートを実施するとともに、市内の中小企業の課題をリサーチし、県内の銀行、信用金庫、大学等と連携し、ソリューション提案から実行まで推進する取組を実施。

○キャリア教育推進業務

- 地元中学生が、地域の魅力を理解し、地域の未来を自分ごと化できるためのキャリア教育やグローバルリーダー育成のためのプログラムを企画提案し、今後のワークショップ開催に向け、教育委員会の職員等と連携しながら取組を進めている。



沖縄県 北中城村 × 株式会社リブル

【契約締結のきっかけ】（農林水産）

- 村では、ふるさと納税の返礼品の開発に力を入れており、牡蠣の養殖に着目していた中、村のふるさと納税委託業者から、他自治体で牡蠣の実証実験を実施している当企業の紹介を受け、副業型の契約締結に至った。

【取組内容・成果】

○真牡蠣養殖実証事業

- 村内の漁業者の所得向上と新たな養殖業の展開を目的に、村美崎地先にあるアーサ（あおさ）養殖場の一区画でIOTスマート牡蠣養殖技術の実証実験を実施。
- 約2000個の稚貝を専用のバスケットで育てる手法（シングルシード方式）を用いて育成を行い、地元の漁業組合と連携し、令和7年3月の水揚げを目指している。



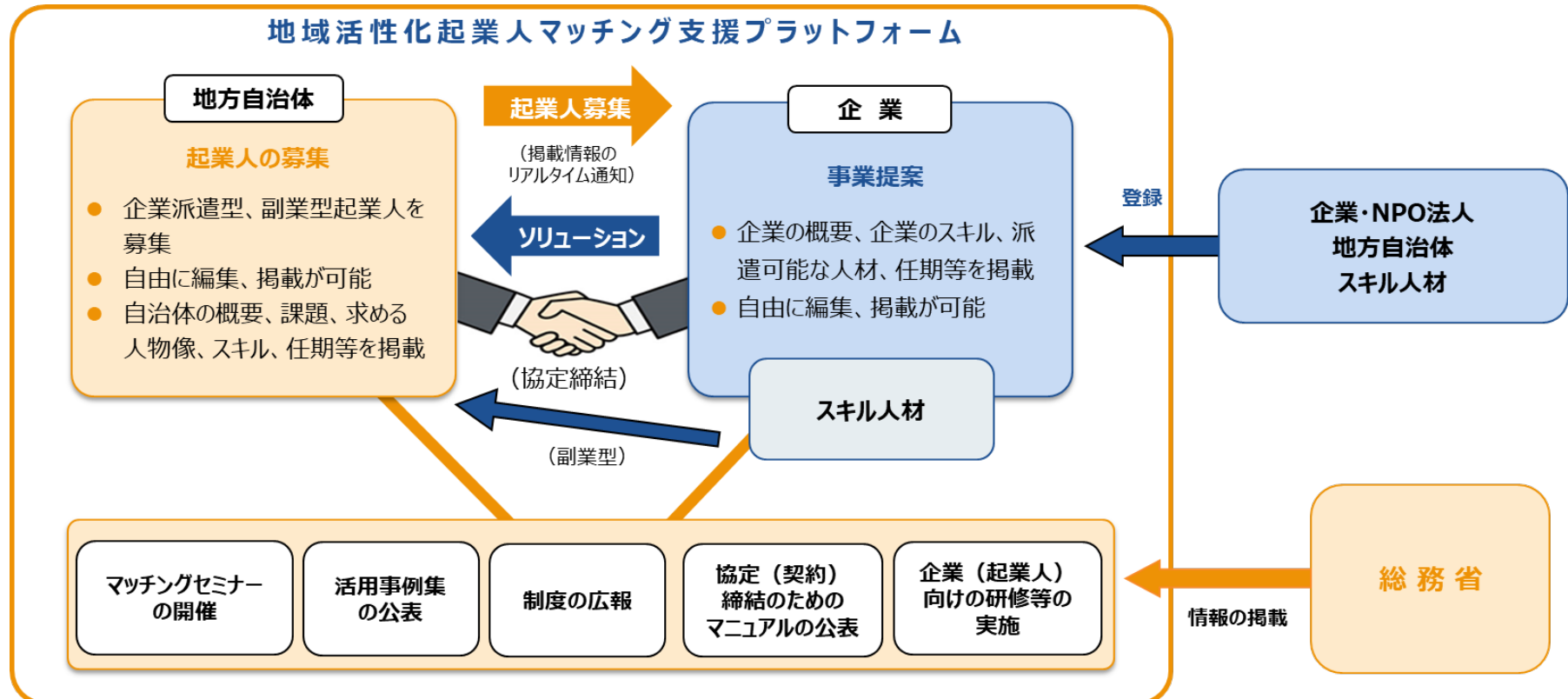


地域活性化起業人のマッチング支援事業

プラットフォームは現在構築中であり、今秋にリリース予定。
※募集中の自治体の情報は、現在総務省HPで公開中。

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R 5 年度補正予算で、**三大都市圏の企業約 5 万 5 千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約 1 万 3,000 社**から返信があり、そのうち、**約 3,000 社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



- 
- 1 地方への人の流れの創出・拡大
 - ③ 地域おこし協力隊
-

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1 人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

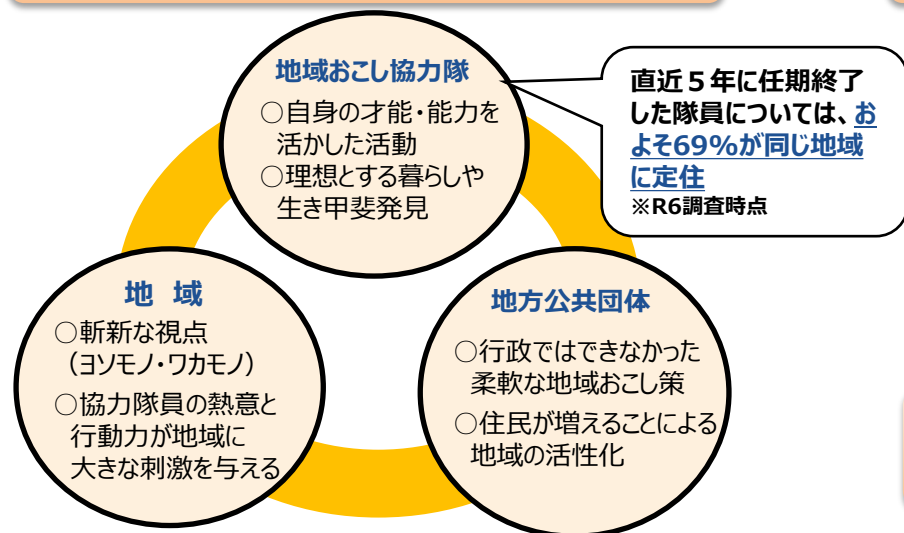
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほか J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

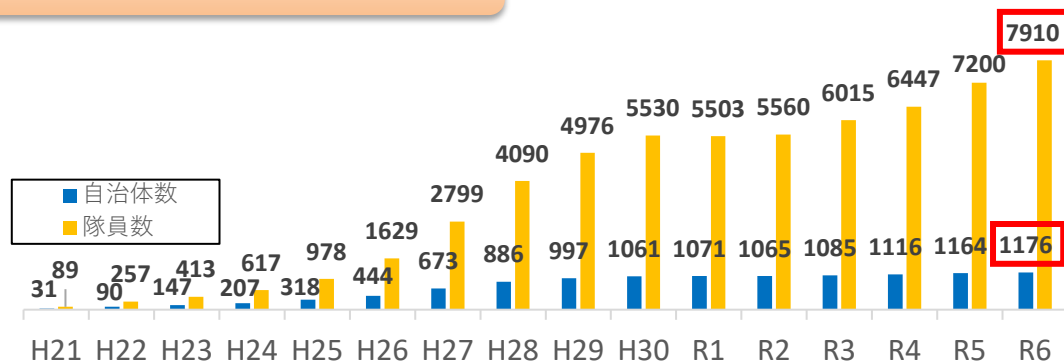
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が
20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業※R6調査時点

地域おこし協力隊活動事例

北海道上士幌町 阿部 千紘

前職:会社員 活動時期:R5.7～

デジタル

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・地方の仕事イベントに参加した際、上士幌町のICTを活用したまちづくりに興味を持った
- ・地域の人達と関わりながら社会に貢献できると考え協力隊に応募

【活動内容】

- ・域内のITリテラシー向上
→マイナ保険証やマイナポータルの使い方を伝える町民向け説明会を実施
- ・窓口業務DX、町内サービスポータルサイトの構築、官民データ連携基盤の活用



宮城県気仙沼市 田島 愛莉

前職:大学生 活動時期:R5.4～

商品開発・販売

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・ふるさとワーキングホリデーで気仙沼を訪れ、人の温かさや環境に心惹かれ、移住を検討
- ・基幹産業である水産業に関わりたいと考え、気仙沼水産資源活用研究会の協力隊に応募

【活動内容】

- ・水産加工製品ブランド「kesemo」（気仙沼水産資源活用研究会）の運営
→WGの開催、市内イベントへ参加して開発商品のPRや研究会の取組紹介



気仙沼水産資源活用研究会
kesemo+

長野県大町市 大崎 凌

前職:会社員 活動時期:R5.8～

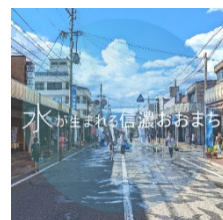
観光・
情報発信

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・イベントで出会った別の地域の協力隊員の活動への憧れ、地方創生への興味があった
- ・各地を見て回ることが好きな自分に合っていることが後押しし、大町市の協力隊に

【活動内容】

- ・「信濃おおまち みずのわプロジェクト」の立ち上げ
→大町市内の「水」に関する情報を観光等に活用
- ・地域の企業、店、農家、サービスの取材、SNSでの情報発信



熊本県和水町 森田 真理絵

前職:介護福祉士 活動時期:R5.9～

移住・
定住促進

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・幼いころから家族で熊本にキャンプや川遊びに来ていたことから熊本の自然に興味を持った
- ・和水町を訪れ人の温かさや自然の豊かさを知り、この魅力を発信し町を盛り上げたいと思い、応募

【活動内容】

- ・移住定住の相談窓口
- ・お試し暮らし住宅の整備、入居者の支援
- ・空き家バンクの運営、マッチング業務



地域おこし協力隊インターン

- 令和8年度までに現役隊員を10,000人とする目標の達成に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、令和3年度から「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

おためし地域おこし協力隊

- 期間
 - ・主に2泊3日
- 移住要件
 - ・なし
- 活動内容（例）
 - ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
 - ・地域の案内、交流会
 - ・地域協力活動の実地体験 など
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・実施経費：1団体あたり100万円上限

地域おこし協力隊インターン

- 期間
 - ・2週間～3ヶ月
- 移住条件
 - ・なし
- 活動内容
 - ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

⇒地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール！
 ⇒地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に！

地域おこし協力隊

- 期間
 - ・概ね1年～3年
- 移住要件
 - ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要
- 活動内容（例）
 - ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
 - ・農林水産業への従事
 - ・住民の生活支援 など
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・募集経費：1団体あたり350万円上限
 - ・活動経費等：1人あたり550万円上限



<インターン参加者数の推移>

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
インターン参加者数	106人 (16人)	315人 (66人)	393人 (45人)	1,047人 (150人)

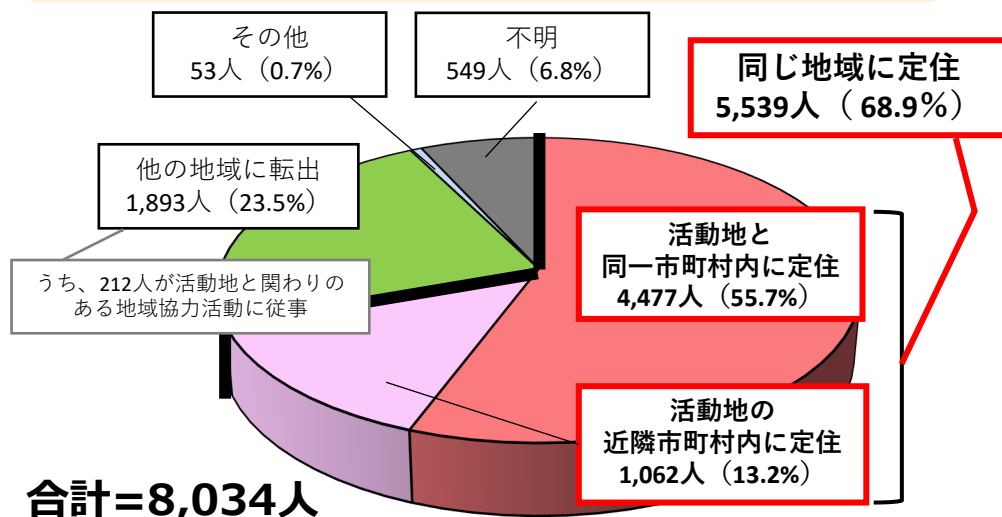
※ 総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（特別交付税算定ベース）。
 ※ （ ）内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要（令和7年4月公表）

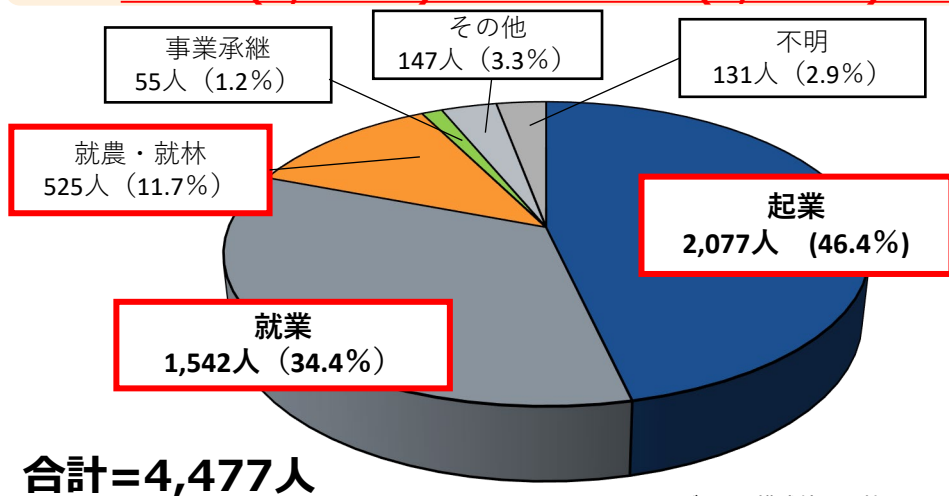
平成31年4月1日～令和6年3月31日までの直近5年間（平成31～令和5年度）に任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

（調査時点：令和6年5月1日）

任期終了後、およそ69%の隊員が同じ地域に定住



同一市町村内に定住した者は4,477人 うち、約46%(2,077人)が起業、約34%(1,542人)が就業



※円グラフの構成値は四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

任期終了後定住した隊員の動向（直近5年に任期終了し、定住した隊員（4,477人）の動向）

起業

- 飲食サービス業（古民家カフェ、農家レストラン 等）・・・279名
- 美術家（工芸含む）、デザイナー、写真家、映像撮影者・・・203名
- 宿泊業（ゲストハウス、農家民宿 等）・・・187名
- 小売業（パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売 等）・・・172名
- 観光業（ツアー案内、日本文化体験 等）・・・122名
- 6次産業（猪や鹿の食肉加工・販売 等）・・・100名
- まちづくり支援業（集落支援、地域ブランドづくりの支援 等）・・・80名

就業

- 行政関係（自治体職員、職員、集落支援員 等）・・・363名
- 観光業（旅行業・宿泊業 等）・・・153名
- 農林漁業（農業法人、農林組合 等）・・・136名
- 地域づくり・まちづくり支援業・・・113名
- 医療・福祉業・・・64名
- 教育業・・・59名
- 製造業・・・52名
- 小売業・・・51名
- 6次産業（生産・加工・販売全て）・・・45名

就農・就林等

- 農業・・・428名
- 林業・・・52名
- 畜産業・・・16名
- 漁業・水産業・・・13名

事業承継

- 伝統工芸の承継、民宿の承継 等・・・55名

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R7当初予算額：248百万円
(R6補正後予算額：393百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！



1 地方への人の流れの創出・拡大

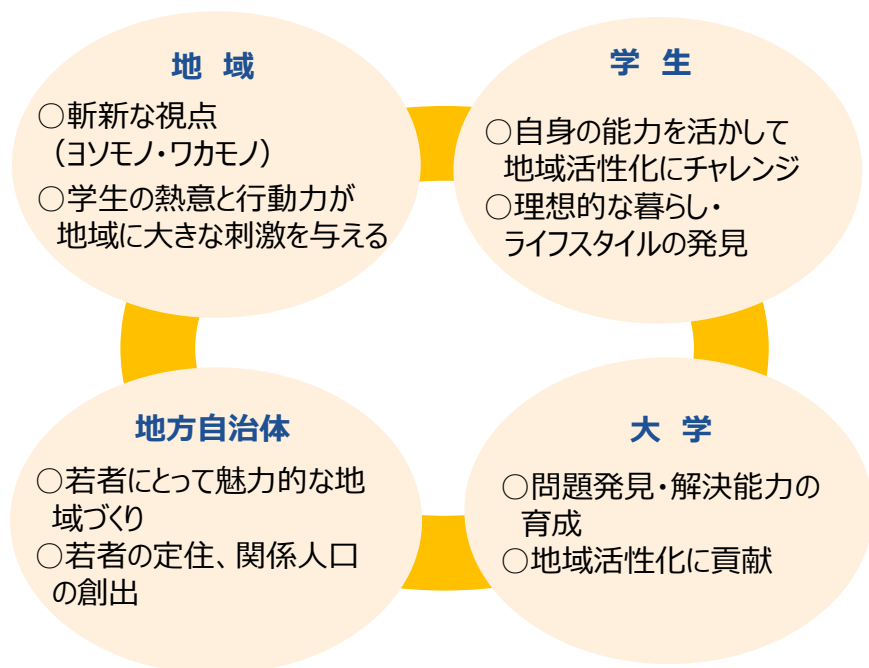
④ ふるさとミライカレッジ

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国予算事業）

令和6年度補正予算額：280百万円（新規）

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～



<現状と課題>

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
 - ・ 地方自治体・地域・大学・学生の間のプロジェクト効果の認知不足
 - ・ 大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
 - ・ 大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

<事業概要>

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
 - ・ 先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
 - ・ 自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円
(URL) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraiakarejji.html
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
 - ・ ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円

都市圏等の大学等



担い手の
育成・還流



条件不利地域等



地域・地方自治体と大学・学生との連携事例①

地域コミュニティの
活性化

×

全国3大学

【新潟県南魚沼市】

○大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしるを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。

- ・ 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
- ・ 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
- ・ 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空家活用等

×

全国8大学

【岐阜県中津川市】

○建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- ・ 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- ・ 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- ・ 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例②

地域コミュニティの
活性化



全国15大学

【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- ・ 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- ・ 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- ・ 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点



ため池フロートソーラー発電所

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと ・関係者が継続的に参画するものであること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること

※同一大学との同一プロジェクトに対する地方財政措置は3年間に限る。

対象経費

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・滞り場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額を加えた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング支援事業

事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】（特別交付税措置）

市町村が、

- 事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）、地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、
- 特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

事業イメージ

多様な人材 （女性・若者・シニア・外国人・ 副業人材等）

＜地域外＞

- ・移住希望の高まり
- ・副業・兼業による地域貢献やキャリアアップへのニーズの高まり

＜地域内＞

- ・地元への就職を希望する若者
- ・育児等と両立ができる業務やシニアのノウハウを活かした業務など柔軟な働き方を希望する多様な人材の存在

市町村 （民間事業者への委託も可能）

- ・企業のニーズの掘り起こし
- ・求人をするための募集条件づくりへの支援
- ・女性・若者・シニア、都市部の副業人材等の人材の掘り起こし
- ・研修、マッチング
- ・トライアル勤務等への支援

※商工会議所・商工会、地域金融機関、都道府県事業承継・引き継ぎ支援センター、都道府県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携

地域の企業

- ・後継者を確保したい
- ・都市部の企業人材のノウハウを活用したい
- ・人手不足のため人材を確保したい
- ・エッセンシャルワーカーを確保したい

対象経費

- ・人材・事業所等に対する調査に要する経費
- ・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
- ・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
- ・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
- ・コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
- ・地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

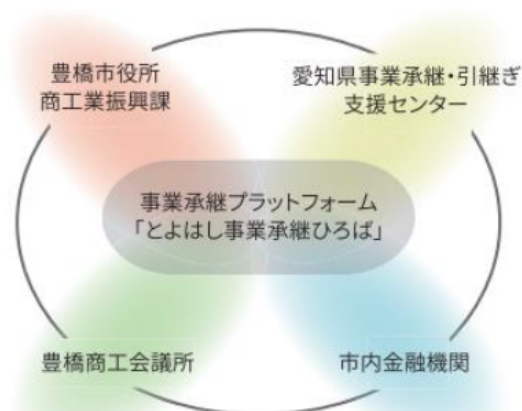
特別交付税措置

1 団体あたり 15,000千円（上限額）×措置率0.5（市町村の財政力に応じて補正）

(参考) 市町村における事業承継支援の事例 (愛知県豊橋市)

- 2017年度に商店街の事業者を対象に実施したアンケートで「3割が後継者不在」という結果を踏まえて、2018年に予算化。
- 2021年に愛知県事業承継・引継ぎ支援センターのサテライトオフィスが豊橋商工会議所内に設置されたことで取り組みが加速。
各支援機関の強みを活かして市内の事業承継を支援するために事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を発足。
- プラットフォーム発足後、市内の事業者を啓発するため、市役所を窓口として月2回の個別相談会を開催。年間約40件の相談に対応し、受け付けた相談は適切な各支援機関につなぐ体制を整備。2022年9月には事業承継の啓発を目的としたリーフレット「廃業させないまち とよはし」を刊行。市役所で配布するほか、商工会議所、金融機関にも配置。

「とよはし事業承継ひろば」のイメージ図



リーフレット「廃業させないまち とよはし」



(出典) 東北経済産業局「「惜しまれながら廃業」のないまちへ。自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」(2023年4月)



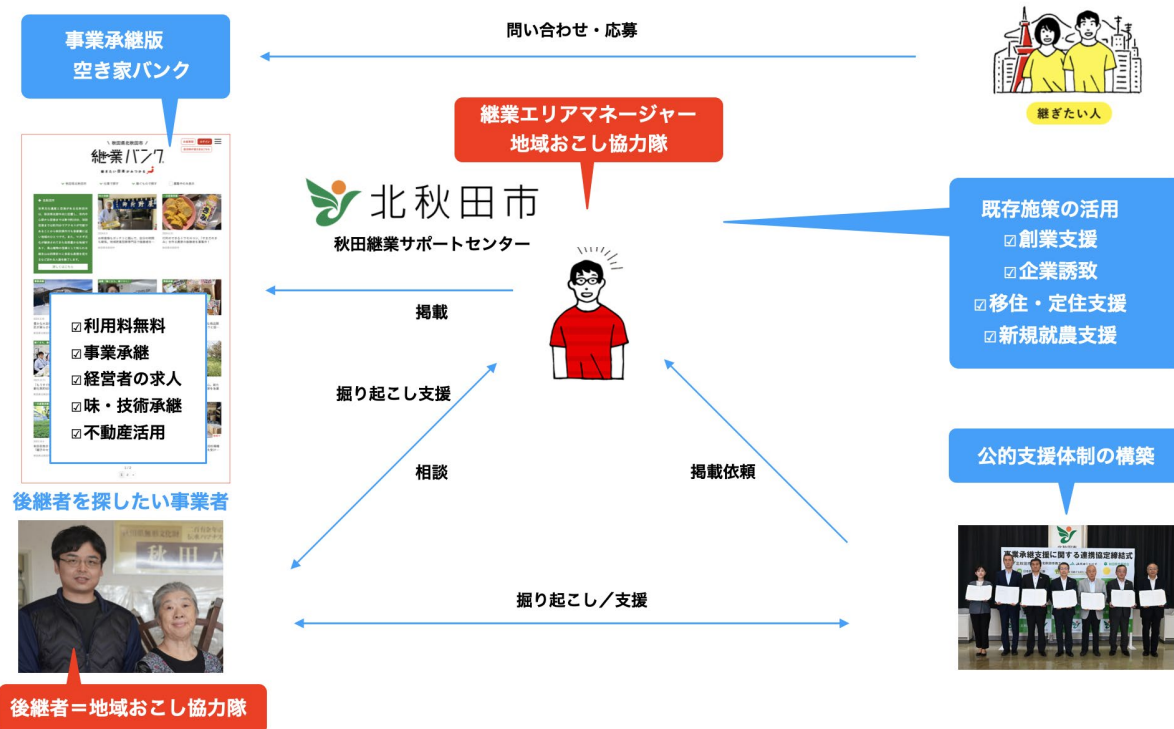
自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 各県の引継ぎセンターがあるが、市内事業者がいきなり相談に行くには、距離や心理的ハードル高いため、基礎自治体が受け皿を作らないと市内事業者は一步を踏み出せない。
- 金融機関も事業承継の支援を行っているが、事業承継といったセンシティブな課題は金融機関に相談しにくいとの声もある。また、商工会議所も事業承継の支援を行っているが、会員企業を対象としており、会員となっていない事業者も多数ある。このため、自治体が主体となって関係機関と連携し、全事業者を対象に事業承継の支援を行うことが有効。
- 経営者への事業承継相談の働きかけを行い、事業承継に無関心な（又は事業承継まで手が回っていない）事業者に関心を持ってもらうことが重要。（その後の事業承継計画の策定やマッチング等は県の引継ぎセンターへ繋ぐ）

(参考) 市町村における事業承継支援の事例 (秋田県北秋田市)

- 秋田県指定無形文化財の「秋田八丈」の唯一の職人が後継者不在により廃業予定だった等の事情により、**2022年度より後継者募集等の支援を開始。**
- さらに**2023年度には、専門機関にスムーズに繋げるために、関係機関7者との連携を開始。**
- **事業承継したい案件の掘り起こしから、後継者とのマッチングまで一貫して支援。**



自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 地域に当たり前にあった店がなくなるという危機感から、地域の「事業」「技術」「味」「文化」「一次産業」を失わないためには事業承継が必要と感じ、事業を開始した。
- 県・民間の取組では限界（小規模・零細事業者まで情報を届けられない、小規模・零細事業者ではM&Aプラットフォーム等の利用料を負担する余力がない等）があり、市町村がマッチングも含めて支援することが有効。

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

② ローカル10,000プロジェクト

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
 R6年度補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
 (R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数)

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域密着型（地域資源の活用）
- ・地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性（新規事業）
- ・モデル性

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
 の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（高上げ）

- ・「デジタル技術」国費3/4
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
 （原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己
 資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
 菌床しいたけ栽培による地域
 経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
 繊維業再興×ふるさと納税活用プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
 ～Ferment Base～



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
 古民家を活用した宿泊施設
 とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家
 等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
 鹿児島活性化事業



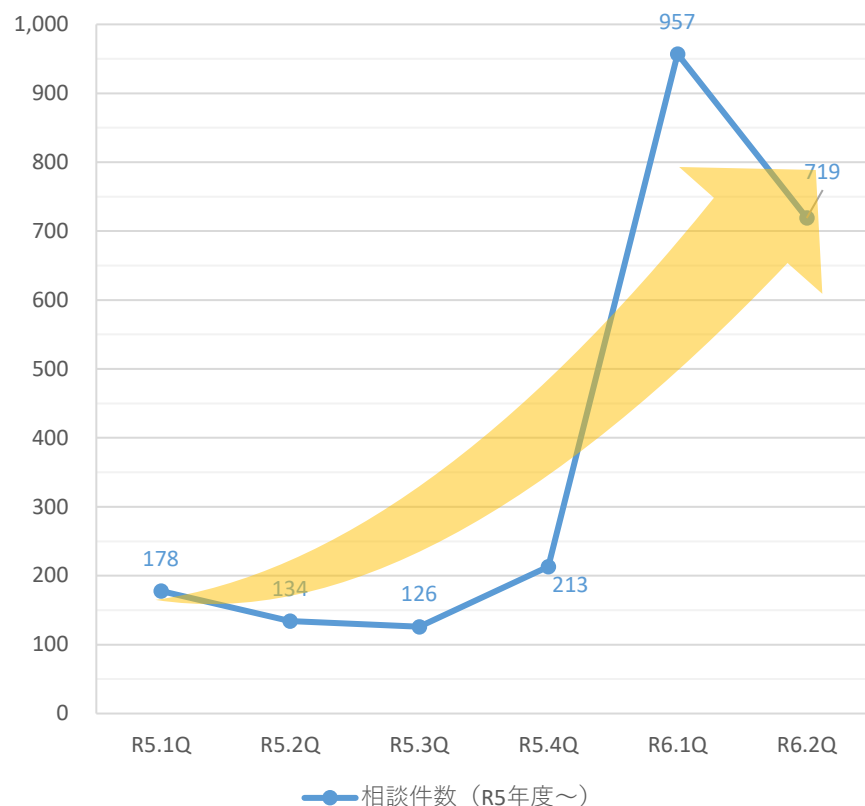
ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

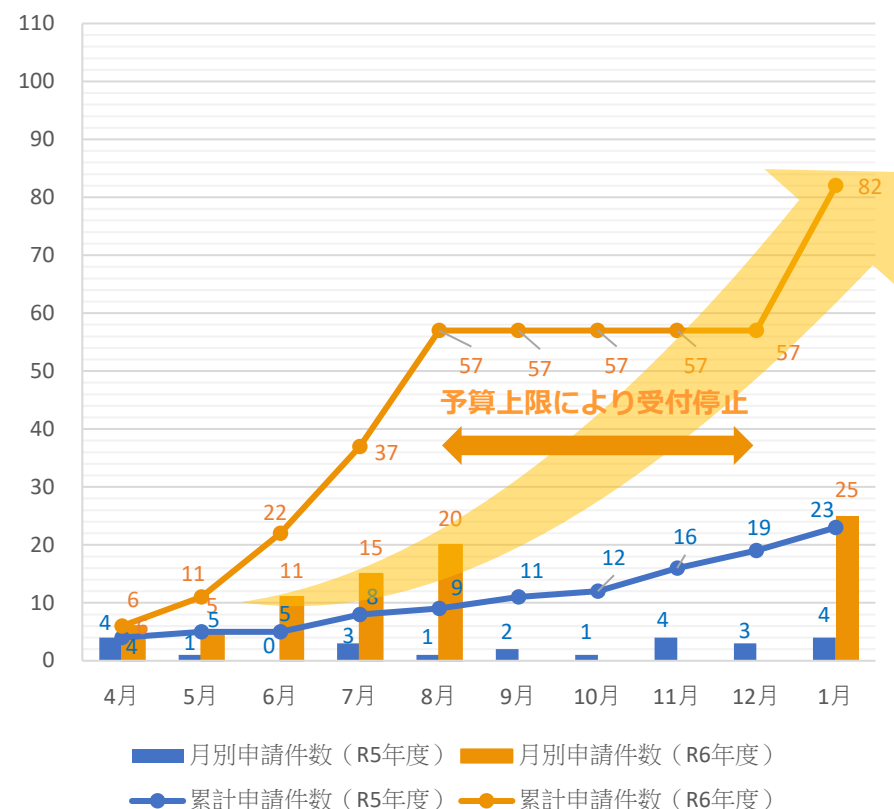
ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**採択件数が増加**（R5年度 23件 ⇒ **R6年度 82件**）
- **相談・申請件数を踏まえ、地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算額を増額**
（R6当初6.0億 ⇒ **R6補正21.1億+R7当初6.2億**）

四半期ごとの相談件数 年度間比較



月次申請件数 年度間比較



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

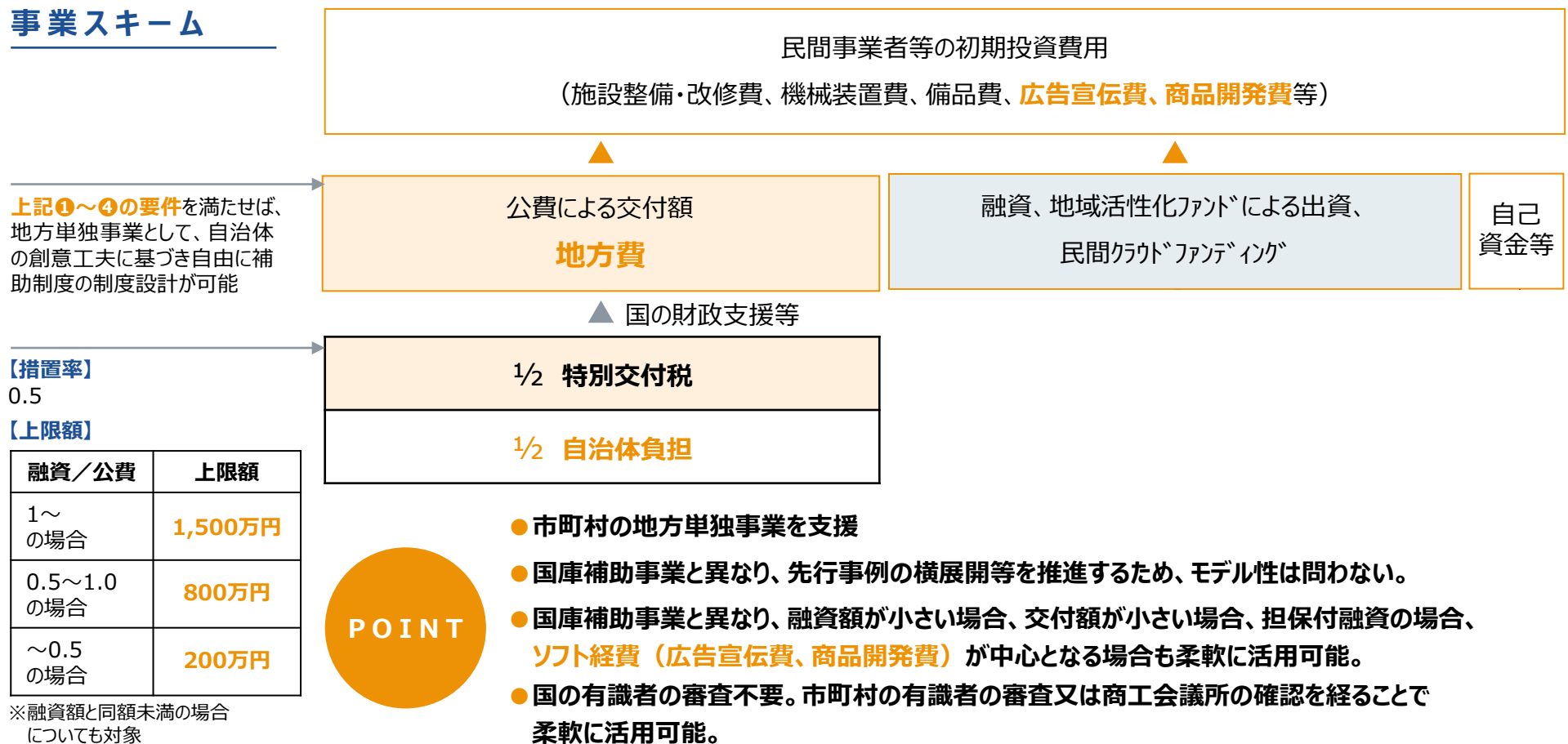
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

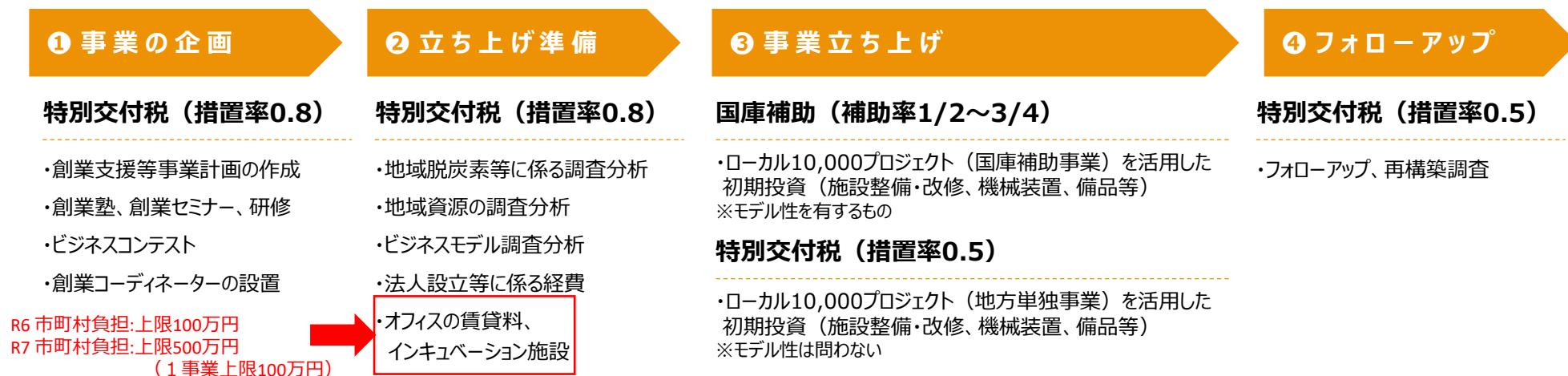
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度



ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

③ 特定地域づくり事業協同組合

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円
(R6当初予算額：5.6億円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

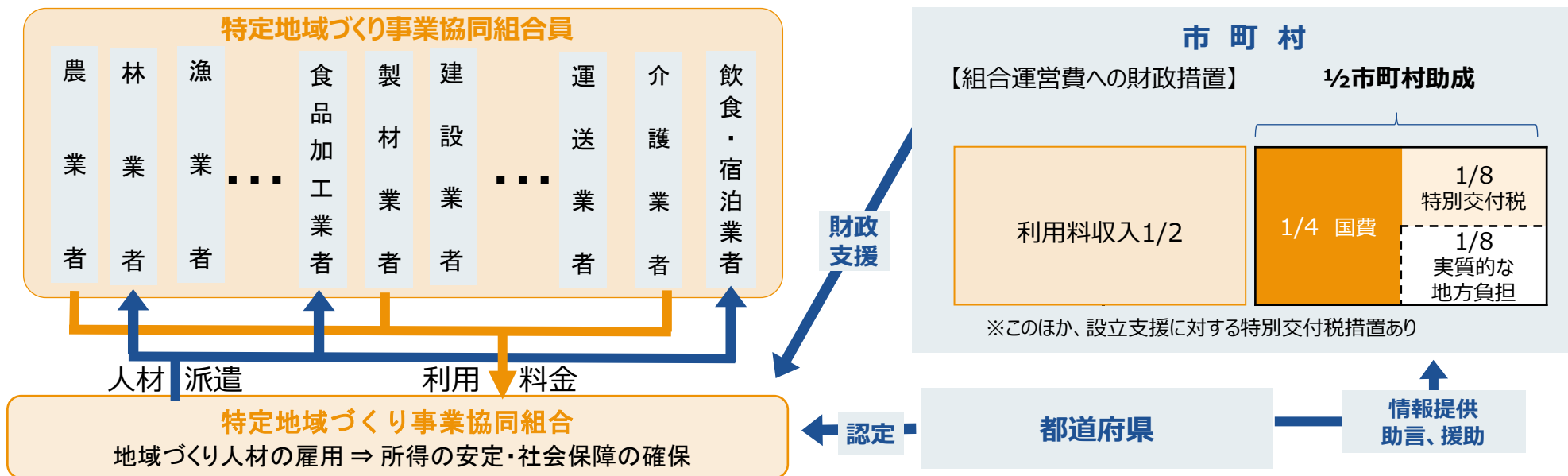
⇒人口流出の要因、Uターン障害

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）

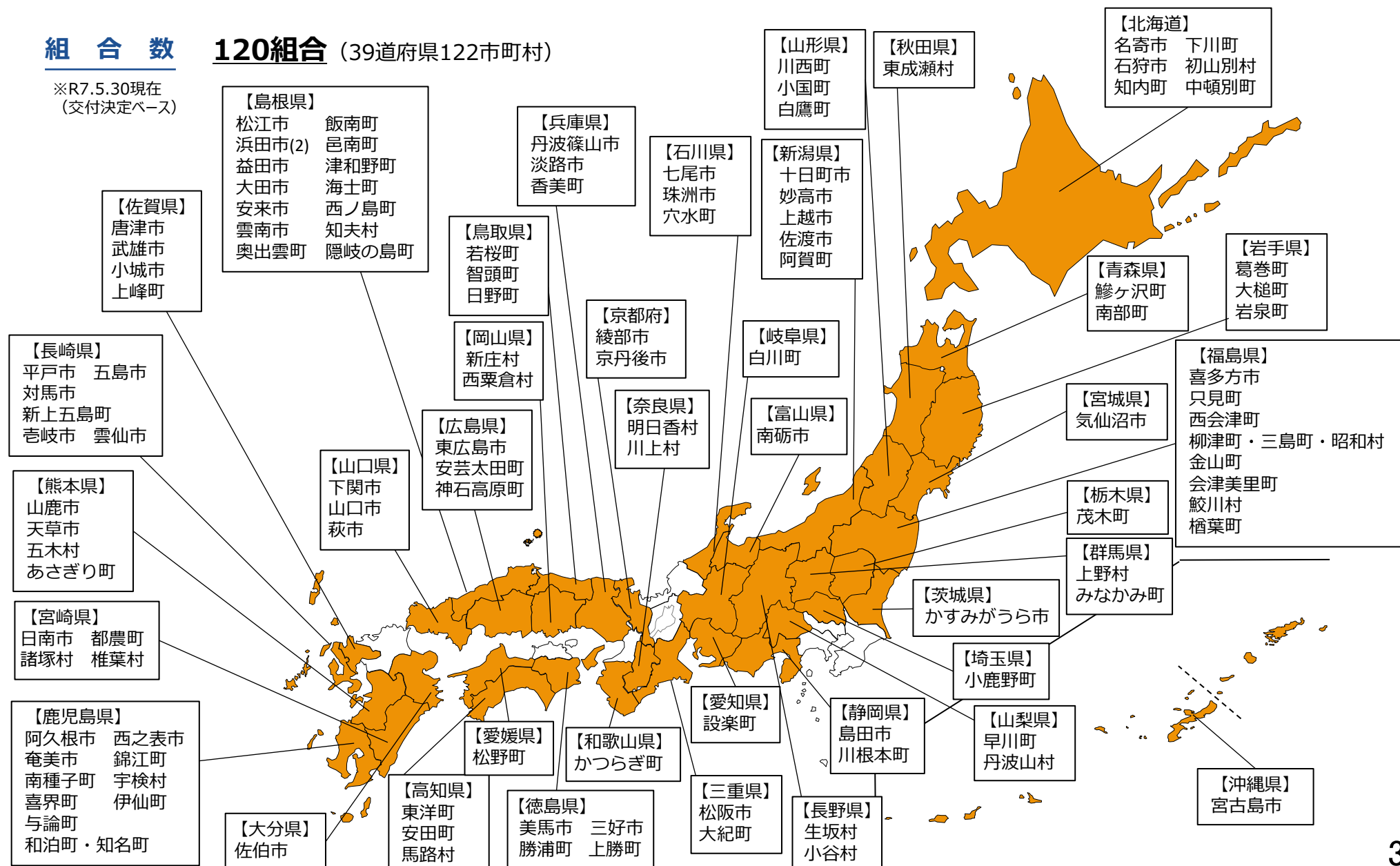


特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組 合 数

※R7.5.30現在
(交付決定ベース)

120組合 (39道府県122市町村)





地域力創造グループの施策

(4) デジタルの活用

DXに係る市町村の現状

- **小規模団体**（人口5万人以下） **211団体が「1人情シス」状態**
（DX推進部局の担当者が1人以下）

市町村の声

- 小規模団体で自前にデジタル人材を確保することは困難で、都道府県による人材派遣を求める声が多い。その際、アドバイザーではなく、**実際に業務に従事してほしい**という要望が多い

① 小規模自治体の現状

- ・ **1人職員がDX担当部局と他業務を兼務。**
- ・ 情報システム担当になったものの、デジタルの素養がなく、**マニュアルを読むのにも苦勞。**

② 都道府県に求めるもの

- ・ 都道府県のスケールメリットを生かし、**人材を共有できる仕組み**を構築。
- ・ **市町村単体でデジタル人材の採用が困難。**県との人事交流や県からの派遣など、**県全体で人材不足に取り組んでほしい。**

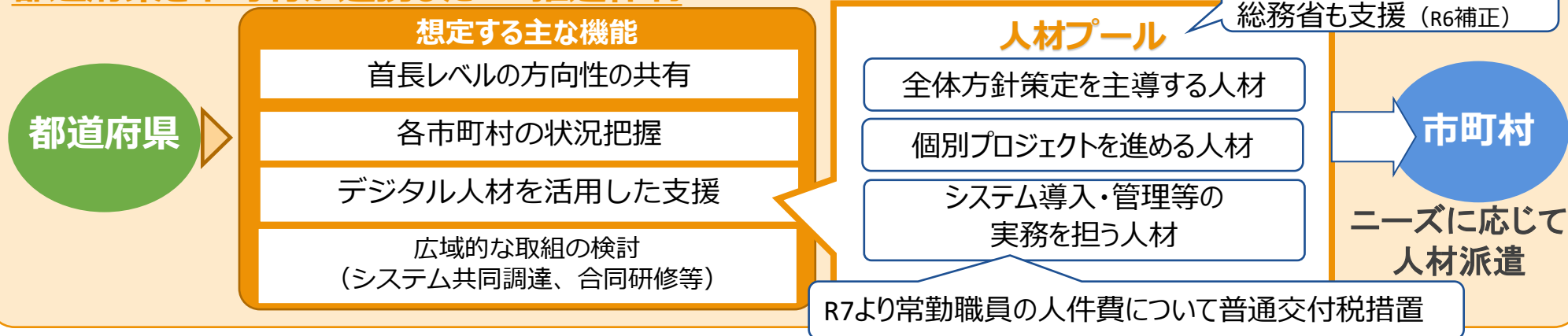
③ 求める人材・派遣形態

- ・ アドバイザーによる助言・業務分析だけではなく、**直接的に目の前の行政実務に関するDX推進サポート**する人材。
- ・ **自治体業務を理解**し、現実的な提案をする人材。
- ・ 回数や時間に縛られない派遣・**常勤的な派遣。**

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の**人件費

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
- **DX推進リーダー**育成経費
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

総務省の伴走支援

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト) 【新規】

○ 都道府県における人材プール構築の課題として、

- ① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない
- ② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない
- ③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識が不足しており、十分に活躍できない

との声が寄せられている。

➡ デジタル庁など関係省庁や民間企業と連携し、これらの課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進

1.採用ノウハウの伝授

■ 総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援

支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

■ ノウハウ等を47都道府県に展開

(人材確保イメージ)



2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

■ 広報媒体も積極的に活用しながら、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化

■ 都道府県は、上記リストも活用しながら人材プールを構築。必要に応じ、関係省庁と連携して、都道府県と人材とのマッチング等をコーディネート

■ プールされた人材を、「自治体DXアクセラレータ」に任命し、ネットワーク等についても継続的にフォロー。全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

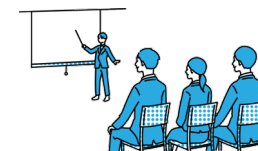
⇒ 全国で500名の任命を目指す
※各都道府県10名+aのイメージ



3.行政知識の獲得

■ 基礎的な行政実務に関する研修メニュー・テキストを作成

■ 自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、行政実務研修を実施。



都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築することに加え、市町村支援のための人材プール機能の確保に向けて、令和7年度から新たに、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命することとしている。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、推進体制を構築しているのは
32団体（令和6年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**（達成率100%）

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

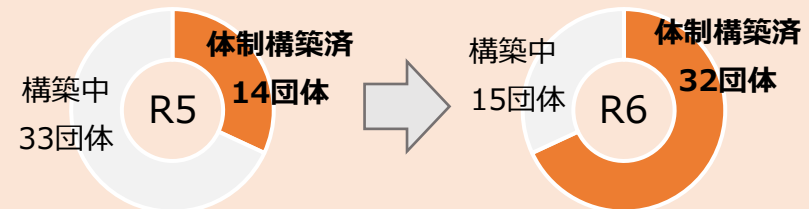
R5 38団体 → **R6 43団体**（達成率 91%）

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → **R6 38団体**（達成率 81%）

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → **R6 45団体**（達成率 96%）



✓ 推進体制の構築は、要件別では、概ね**40団体超**が実施
⇒ 令和7年度末までの推進体制の構築に向け、引き続き支援

【アクセラレータの任命状況】（5/29時点 速報値）
アクセラレータ数 52名（20団体）

総務省による取組支援

【ノウハウ・研修等の提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
（主に自治体DX、地方公共団体金融機構と共同）
- ②**地域情報化アドバイザー**
（主に地域社会DX分野）

【財政措置】

- ①令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**について**普通交付税措置**
- ②都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**

✓ 推進体制の構築や市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から取組を強化し、**総合的に取組を促進** 43

4 地域の暮らしを守る

① 定住自立圏

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

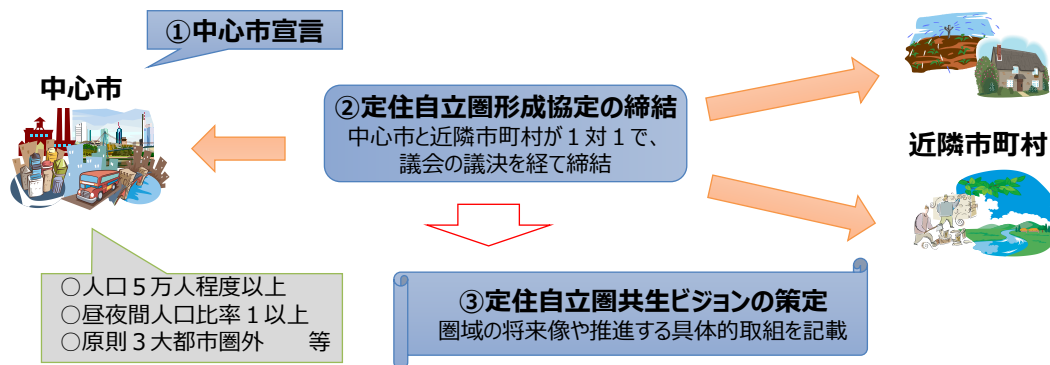
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（公共施設の集約化、専門人材の共同確保、外部専門家の招へい 等）

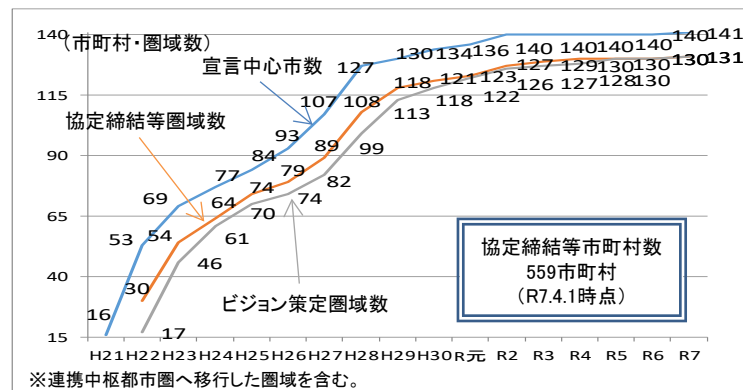
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R7.4.1現在 131圏域）



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討**及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より**創設**。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円 ＜対象経費＞ 複数団体による公共施設の 集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等 ※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進 (令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長通知)	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ＜対象＞ ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業 ＜主要要件＞ ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【拡充】公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象 ＜対象＞ ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 ＜主要要件＞ ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円 ＜対象経費＞ 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 * 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)
	※【新規】都市構造再編集集中支援事業(国土交通省R7当初予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2) ◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合 公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90% 国庫補助(1/2) 交付税措置率 50% ⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%			

その他	【新規】専門アドバイザーの派遣 ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施
-----	--

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１） 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）**
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（２） 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

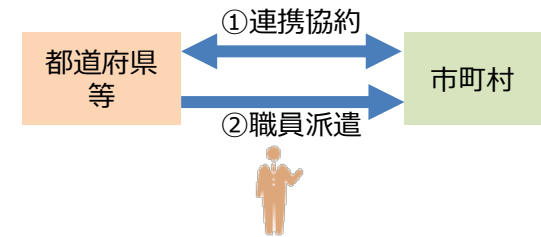
課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置（R6年度創設）

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。
- ※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。
- ※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

（1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置

派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5

上限額：100万円/団体

（2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置

人件費 × 0.5

上限額：600万円程度/人

※市町村からの負担金がある場合は控除

※自治法派遣の場合は対象外

- ・専門人材を受け入れる市町村への措置

負担金 × 0.5

上限額：600万円程度/人

※自治法派遣の場合に対象

※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

4 地域の暮らしを守る

② 地域運営組織

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO：Region Management Organization

R7当初予算額：31百万円

PR動画は
こちら→

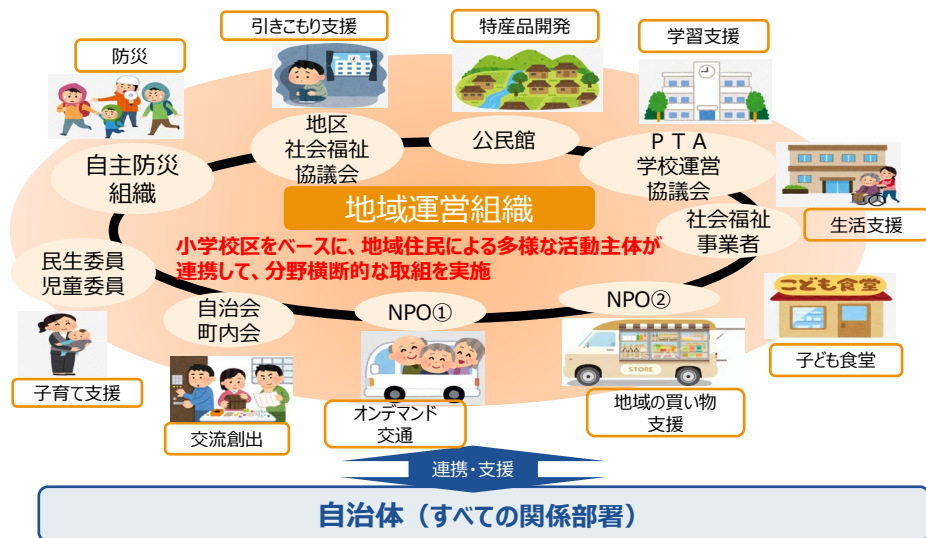


地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織。

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域運営組織の活動を支援することにより、地域コミュニティの維持・強化を目指す
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業など多様
- 全国には8,193組織（令和6年度総務省調査）があるものの、地域運営組織が形成されている市区町村数は全体の半数程度にとどまっている

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織の多様な取組みに対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう調査研究を行うとともに、セミナーの開催等により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押しする。



全国セミナーの概要

- 全国における地域運営組織の形成や持続的な運営に向けた取組を後押しするため、全国セミナーを地域ブロック別に開催し、都道府県・市区町村職員のほか中間支援組織、地域運営組織の構成員、地域住民等に対する効果的な普及啓発を推進する。

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



地域運営組織（RMO）の活動実態

団 体 数 令和6年度は地域運営組織が全国で**8,193団体**が確認され、令和5年度（7,710団体）から483団体増加（6.3%増）し、平成28年度に比べて約2.7倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**893市区町村**であり、令和5年度（874市区町村）から19市区町村増加（2.2%増）

組織形態 法人格を持たない**任意団体が90.9%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.0%

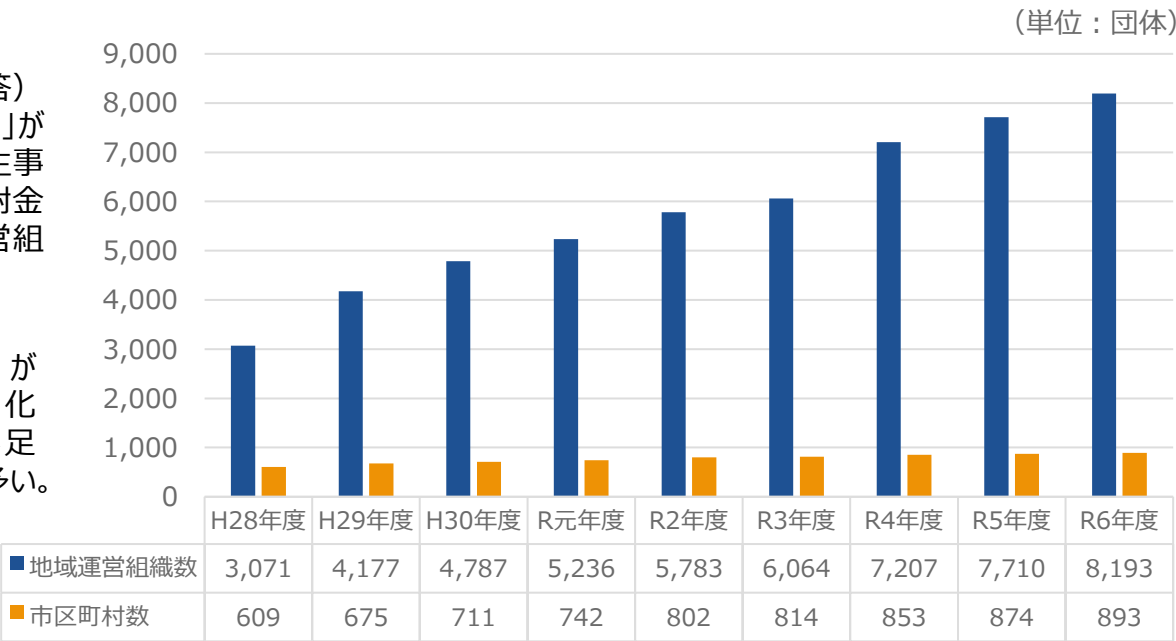
構成団体 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.5%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.8%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.9%）が続く。
(複数回答)

活動拠点 活動拠点を有する団体が97.1%、このうち64.2%が公共施設を使用

活動内容 祭り・運動会・音楽会などの運営（70.6%）が最も多く、交流事業（69.6%）、健康づくり・介護予防（62.5%）、防災活動（61.9%）などが続く。
(複数回答)

収 入 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.9%
(複数回答)

課 題 活動の担い手となる人材の不足（79.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（62.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（61.8%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。
(複数回答)



※令和6年度 総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,193団体が回答）

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

4 地域の暮らしを守る

③ 集落支援員

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する

兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

論点1 集落支援員の役割について

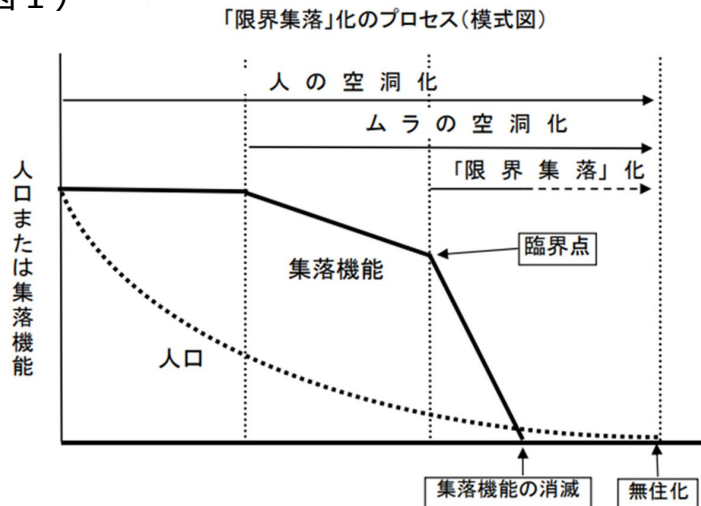
③ 地域づくりのプロセスと集落支援員の役割

集落支援員制度導入と時期を同じくして議論された中越地震の復興プロセス（「限界集落」化のプロセス（図1）及び地域づくりのプロセス（図2））を参照すると、集落支援員の役割は、

- ✓ 人口減少・高齢化（人の空洞化）に伴う集落機能の低下（ムラの空洞化）により、集落が維持困難となる前に、
- ✓ 住民の悩み・不安と小さな希望を丁寧に聞き取り、小さな活動を行いながら、外部とのつながりも活かし、集落住民の前向きな思いを掘り起こすことをコツコツと積み重ね（足し算のサポート：寄り添い）、
- ✓ 足し算のプロセスを基盤として、集落のビジョンづくりや集落の維持・活性化の事業導入の環境づくりを図っていく（かけ算のサポート：事業導入の環境づくり）

という集落の状況に応じた地域づくりのプロセスを支援することにあるのではないか。

（図1）



（図2）

■ 地域づくりの2段階

（中越地震・「復興支援員」制度からの問題提起—稲垣さん）

1. 準備段階：寄り添い型支援（足し算のサポート）
＝地域の諦めの払拭プロセス（時間がかかる）
2. 事業導入段階：事業導入型支援（かけ算のサポート）



論点1 集落支援員の役割について

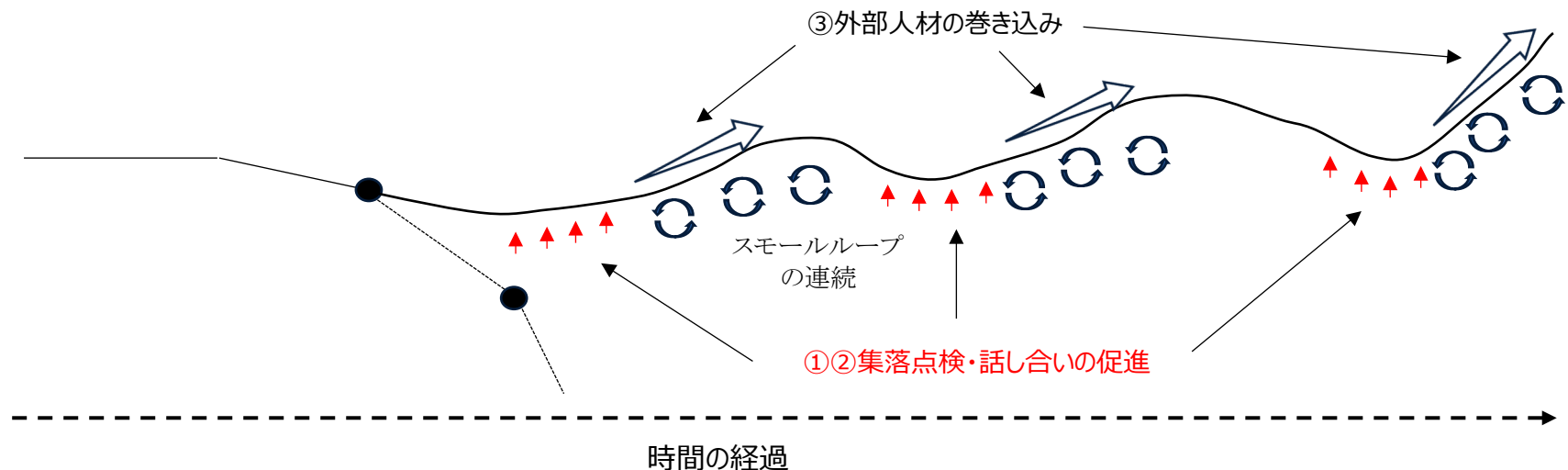
③ 地域づくりのプロセスと集落支援員の役割

そして、集落支援員の具体的な業務である、集落点検及び話し合いの促進は、事業実施ありき、計画ありきではなく、

- ① 現場を定期的に訪れ、集落の状況・課題に目配り（点検・情報収集）し、集落の話し合いに必要な材料（データ・アンケート等）を用意し **【集落点検】**
 - ② 行きつ戻りつしながら地域住民と話し合いを積み重ね、ミッションを共有し、（スモールループの連続） **【話し合いの促進】**
 - ③ 必要に応じて、中間支援者や地域おこし協力隊・地域活性化起業人などの外部人材（関係人口）を巻き込み、持続的な集落の維持・活性化のビジョンづくりや具体的なアクションにつなげていく（招き入れ）
- 地域づくりのプロセスに必要な業務と考えられるのではないかな。

○集落の状況と集落支援員の活動イメージ

地域づくりのプロセス



4 地域の暮らしを守る

④ 過疎対策

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。
- 
- 現在の過疎関係市町村は**885団体**
（全市町村の**51.5%**）

3 主な支援策

（1）過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債**（令和7年度計画額 5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）
※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

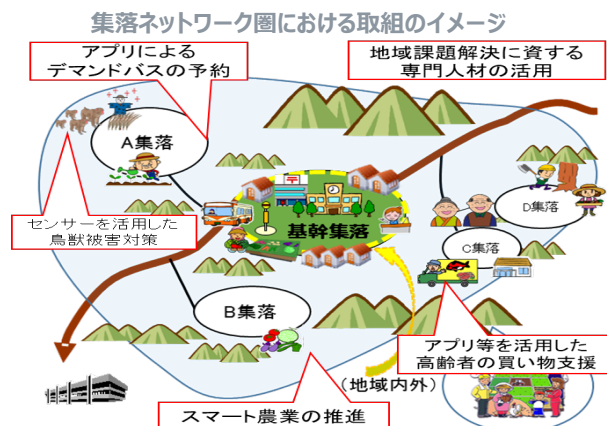
（2）その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金（令和7年度当初予算額 8.0億円）

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)



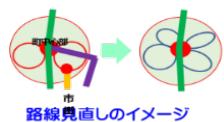
役場所在地域

【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

- 地元住民を社員とする一般社団法人が、
- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
 - 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



店舗設置の取組

- 国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、
- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
 - 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

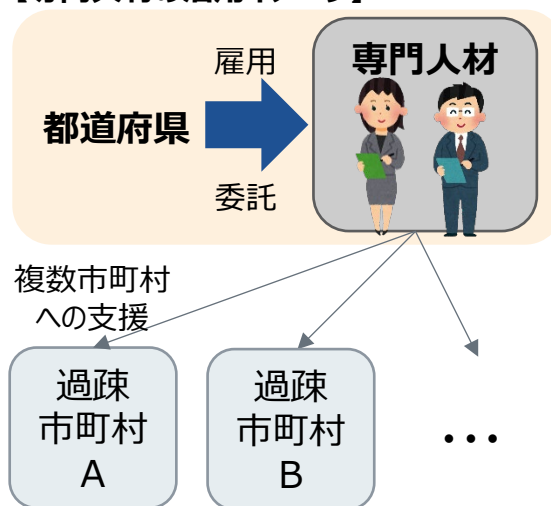
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

4 地域の暮らしを守る

⑤ 多文化共生

地域における多文化共生施策の推進について

- 総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」や、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を策定するとともに、「地域における多文化共生推進状況等調査」の実施や調査結果の情報提供等を通じて、地域の実情を踏まえた多文化共生施策の推進を支援している。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

（1）コミュニケーション支援

- ・ 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ・ 日本語教育の推進
- ・ 生活オリエンテーションの実施

（2）生活支援

- ・ 教育機会の確保
- ・ 適正な労働環境の確保
- ・ 災害時の支援体制の整備
- ・ 医療・保健サービスの提供
- ・ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ・ 住宅確保のための支援
- ・ 感染症流行時における対応

（3）意識啓発と社会参画支援

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成
- ・ 外国人住民の社会参画支援

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・ 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ・ 留学生の地域における就職支援

[多文化共生施策の推進体制の整備]

（1）地方公共団体の体制整備

（2）地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和3年度）

- 改訂したプランの内容を広く周知し、多文化共生施策を推進するため、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPOなどの全国の好事例を集めた事例集を令和3年8月に公表

[主な掲載事例] （ ）は事例の数

（1）コミュニケーション支援（17）

- ・ デジタル技術を活用した多言語相談対応 など
- ・ 地域の日本語教室の運営 など

（2）生活支援（53）

- ・ 就学前日本語教室の運営 など
- ・ 外国人防災リーダーの養成 など

（3）意識啓発と社会参画支援（12）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり など

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（9）

- ・ 外国人の視点による地域の魅力発信 など

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（6）

- ・ 複数自治体での外国人相談窓口の設置 など

[掲載取組例]



▲外国人相談窓口



▲初期適応指導教室の実施



▲外国人防災リーダー養成研修



▲外国人住民運営企業による農業体験ツアー

多文化共生推進状況等調査（令和6年度）

- 地域における多文化共生施策の推進状況をより詳細に把握するため、市区町村の具体的な取組状況、都道府県の市区町村等に対する支援状況を調査（令和7年1月公表）

[主な調査項目] （ ）は調査した取組数

（1）コミュニケーション支援（20）

- ・ 行政・生活情報の多言語による提供状況
- ・ 地域における日本語学習の推進状況 など

（2）生活支援（37）

- ・ 子どもの教育機会の確保状況
- ・ 災害時の支援体制の整備状況 など

（3）意識啓発と社会参画支援（5）

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成や社会参画支援の状況

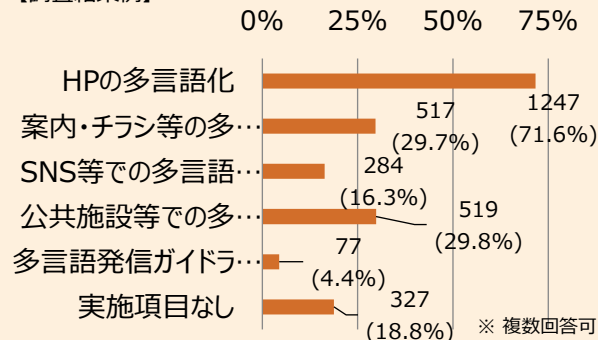
（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（3）

- ・ 地域活性化の推進・グローバル化への対応状況

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（3）

- ・ 多文化共生推進に向けた体制整備の状況

[調査結果例]



▲市区町村における外国人住民向けの行政・生活情報の提供状況
(団体数、%、N=1,741)

(注)「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R7当初予算（案）10億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1／2（R7当初予算（案）6億円）	(都道府県分・政令市分) 普通交付税措置
	(市町村分（間接補助分）) 特別交付税措置

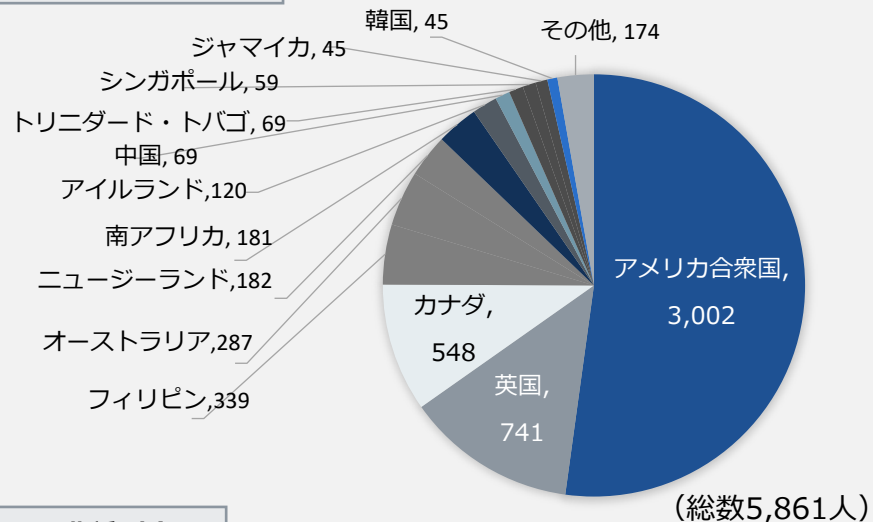
■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等

JETプログラム（“The Japan Exchange and Teaching Programme”）

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和6年で設立38年
- 累計で世界80か国から約7万9千人（令和6年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

① 令和6年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）：5,373人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR（Coordinator for International Relations：国際交流員）：479人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）：9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

② 地方財政措置

◆ 都道府県

（金額は令和6年度）

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置
（標準団体（人口170万人）の場合、約2億5千万円（JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。））
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5）

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
（標準団体（人口10万人）の場合、120万円 + JET参加者数×482万円）
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～ 特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

J E Tプログラムの一層の活用

○ J E Tプログラムの一層の活用を促すため、J E Tの活用方策について、3省連名で自治体に周知

A L T（外国語指導助手）について（令和6年度：915自治体等が任用、26か国、5,373人）

- 小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍するほか、地域の国際交流活動にも貢献
- 学習指導要領や第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、一層の活用
- 学校や地域の現場でどのような活動を通じて外国語教育の充実と国際交流の進展を図り、相互理解の増進や地域の国際化に貢献しているかについて取りまとめた「J E Tプログラム外国語指導助手（J E T-A L T）活動事例集」を令和5年7月に公表し、A L Tの更なる活用や新規採用、A L Tによる新たな活動の創出等に活用



J E Tプログラム外国語指導助手（JET-ALT）活動事例集の内容の抜粋

C I R（国際交流員）について（令和6年度：254自治体等が任用、34か国、479人）

- 高い日本語能力（N2以上）を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- 近年では、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務分野においても従事するケースも出てきており、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、一層の活用



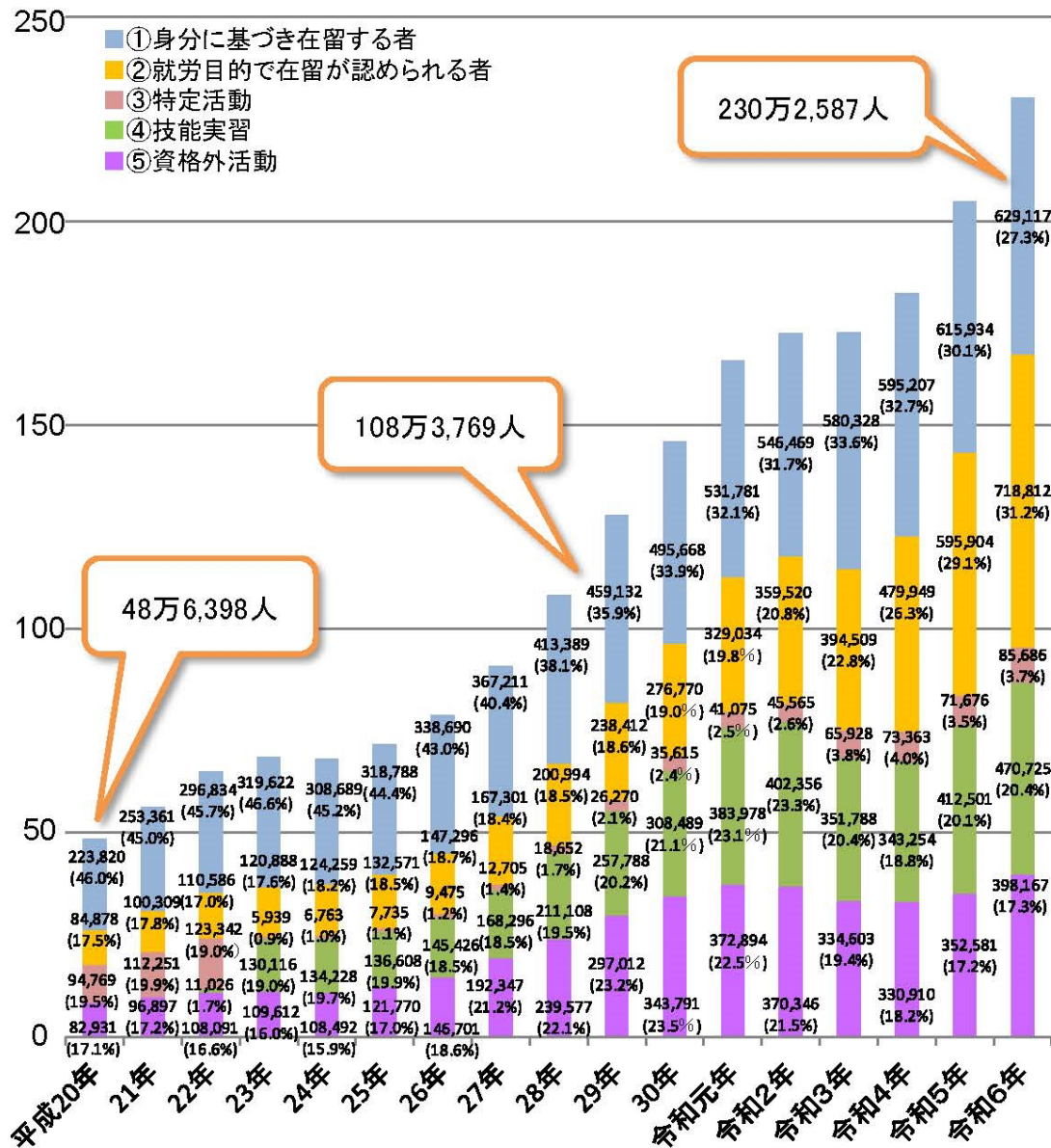
盆栽の魅力を英・日で発信しインバウンド誘致に取り組むイギリス人C I R（埼玉県さいたま市）

海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人C I R（兵庫県豊岡市）

S E R（スポーツ国際交流員）について（令和6年度：4自治体等が任用、5か国、9人）

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツを通じた国際交流が注目されていることから、一層の活用

(万人)



①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約8.6万人(3.7%)

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約47.1万人(20.4%)

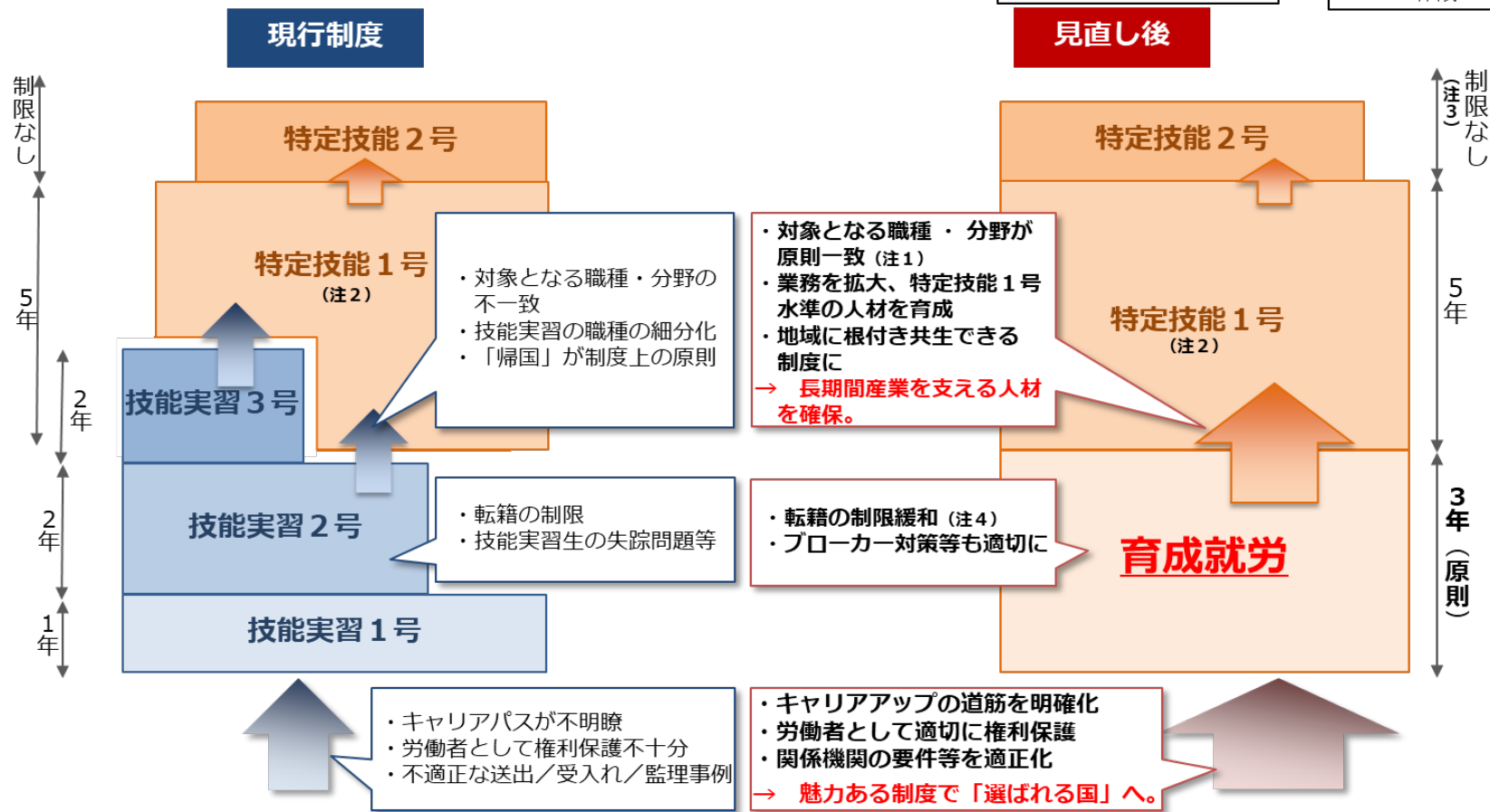
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

制度見直しのイメージ図

改正法の概要
（育成就労制度の創設等）出入国在留管理庁
作成

(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications